

平成29年12月第15回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成29年12月7日第15回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡 邊 重 益
3 番	小 野 一 雄	4 番	佐 藤 邦 彦
5 番	小 野 典 子	6 番	高 野 進
7 番	安 藤 美重子	8 番	渡 邊 健 一
9 番	高 野 孝 一	10番	佐 藤 正 司
12番	大 槻 和 弘	13番	百 井 いと子
14番	鈴 木 邦 昭	15番	木 村 満
16番	熊 田 芳 子	17番	佐 藤 ア ヤ
18番	佐 藤 實		

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐々木 人見	企画財政課長	佐藤 顕 一
税務課長	菊 地 和 彦	町民生活課長	山 田 勝 徳
福祉課長	佐 藤 育 弘	子ども未来課長	橋 元 栄 樹
健康推進課長	南 條 守 一	農林水産課長	菊 池 広 幸
商工観光課長	齋 義 弘	都市建設課長	袴 田 英 美
施設管理課長	齋 藤 輝 彦	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者兼会計課長	大 堀 俊 之	教育長	岩 城 敏 夫
教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	片 岡 正 春
農業委員会事務局長	西 山 茂 男	選挙管理委員会書記長	佐々木 人見
代表監査委員	澤 井 俊 一		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	片 岡 工		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、14番 鈴木邦昭議員、15番 木村 満議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（佐藤 實君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

13番、百井いと子議員、登壇。

〔13番 百 井 いと子 君 登壇〕

13番（百井いと子君） 13番、百井いと子でございます。

私は今回の一般質問で、互理町における都市計画の見直しについて質問いたします。

本町では、平成23年12月に互理町震災復興計画、平成28年3月に第5次互理町総

合発展計画、亶理町国土利用計画が策定され、これらに則してことしの3月に亶理町都市計画マスタープラン、日本語にしますと基本計画が策定されました。そこで、マスタープランに搭載されております本町における都市計画の見直しについての質問といたしまして、1点目が都市計画道路について、2点目が用途地域の見直しについて、それぞれお聞きいたします。

1点目、都市計画道路の見直しについてでございます。

亶理町都市計画マスタープランの第3章の地域別構想におきまして、地域により未整備の都市計画道路の整備の推進、あるいは廃止を含めた見直しを検討するとございますが、具体的な都市計画道路の整備推進スケジュール、見直しの期限はあるのでしょうか。

答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亶理町都市計画マスタープランについては、都市計画を推進するために長期的な視点のもと、亶理町の将来像を明確にするとともに、その実現に向けた道筋を明らかにすることを目的としまして、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、健康で文化的な生活や機能的な都市を実現するため、平成29年3月に策定されました。

都市計画道路につきましては、亶理町震災復興計画に基づいて、荒浜地区内4路線のルート及び延長を変更したほかは、昭和43年11月の都市計画道路の当初計画と大きなルート変更や廃止などの見直しは行っておりません。

しかしながら、震災による避難道路の整備や市街地形成による生活道路や幹線道路などの道路網整備も進んでいることから、主に長期間未着手となっている路線などを中心に、今後、周辺交通量調査などを行いまして、今回作成したマスタープランを踏まえまして、都市計画道路の見直しを検討してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 宮城県の都市計画道路見直しガイドラインには、長期未着手路線の抽出として、当初決定から20年を経過していない路線については、決定後に状況の変化などがなければ当初決定どおり整備を進めていくべきであるが、当初決定から20年以上経過したものについては何らかの検討が必要であると記載されております。また、国土交通省の都市計画運用指針でも、道路の都市計画については都市

計画基礎調査や都市交通調査の結果等を踏まえ、また、地域整備の方向性を見直しとあわせてその必要性や配置、構造等の検証等を行い、必要がある場合には都市計画の変更を行うべきであるとされております。

近年の少子高齢化、人口動態など、社会情勢の変化を踏まえつつ、見直し作業に着手すべき時期になってきているのではと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 町内のご指摘の路線について、具体的なことにつきまして、現状につきましてには都市建設課長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 宮城県の都市計画道路見直しガイドラインには、議員がおっしゃるとおり、20年以上経過した路線は何らかの検討が必要であるとなってございます。長期間未着手の都市計画街路については、見直しをする時期はもう既に来ているものと考えておりますが、現在のところ東日本大震災の復旧・復興のほうに集中して事業してきていることから、まだ見直しのほうまで着手できておりません。

ただ、今後整備を進める南町鹿島線、あちらの西のほうに延伸するんですが、そこを整備する際に亘理中央線との交差点が出てきますので、そちらの交差点を改良するのに見直しが必要と考えておりますので、なるべく早い時期に見直しに着手したいと考えてございます。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 本町における都市計画道路の計画決定については、初めの町長答弁にありましたように、昭和43年11月が当初計画決定ということで、昭和40年代といえますと、いわゆる高度成長期に当たる年代で、今現在の状況と比べると状況が違うものと考えます。経年変化を考え、あわせて現在の財政状況も含め、早急に廃止を含めた見直しを判断すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりでございます。

例えば、私の住まいがあります五日町なんですが、今現状からすれば、あそこを拡幅しなくてもいいのではないかなというのは、交通量なり、あるいは市街地の形成の状況からそういった判断もしているわけでございます。今課長が言いましたように、現在復旧・復興のいわゆる最終段階というか、第4コーナーに入ってきて、

避難道路等に注力しているということもご理解いただきまして、これはそれらがあ
る程度めどが立った時点で当然見直しを図っていくということでご理解いただきた
いと思います。

議 長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

1 3 番（百井いと子君） 都市計画事業は100年の大計ともいわれ、事業費は膨大なもの
となり、事業期間も長期にわたります。見直しを早急に行い、計画路線沿線の方々の
意見をよくお聞きし、事業の見直しにぜひとも反映させ、必要な路線は残し、廃止
する路線は都市計画変更を行い、また、事業継続中の路線については早期完了を目
指すといっためり張りのある都市計画事業を要望し、2点目の質問に入ります。

次の質問につきましては、用途地域の見直しです。

本町における用途地域とは、地域における住居の環境の保護、または業務の利便
の向上を図るため、市街地の累計に応じて建築を規制するべく指定する地域でござ
いますが、この用途地域は現在荒浜地区の震災復旧・復興事業に関連して、土地利
用の変更により用途地域の一部見直しをしておりますが、町内のほかの地区の用途
地域の見直しは今後行う予定はあるか、質問いたします。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 用途地域は、無秩序な市街化を抑制し、計画的で良好な市街地形成
や、住居・商業・工業などの機能的な土地の都市的利用の誘導を目的としておりま
す。亘理町におきましては、第一種中高層住居専用地域、商業地域、工業地域など
計7種類の用途地域を定めております。また、本町は用途地域を定めていない無指
定地域といわれるいわゆる白地部分が大多数であります。亘理町農業振興地域整備
計画で定めた農用地区域にて良好な農地の保全を行うとともに、都市的利用を抑制
しているところであります。

用途地域の見直しにつきましては、都市計画マスタープランにあります将来都市
構造に掲げる土地利用を実現すべく、亘理町震災復興計画の目標期間の最終年度で
あります平成32年度以降、社会情勢、そしてまた人口動向・復興状況を考慮しなが
ら見直しを検討していきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

1 3 番（百井いと子君） 例えば、マスタープランの将来都市構造図にゾーニングされて
いる逢隈高屋地区の亘理中央工業団地を工業地域や準工業地域に指定したり、反対

の県道の北側に隣接するみやぎ生協等のエリアを商業地域にしたりする考えはないのか、答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほど申し上げたように、現在復旧・復興の事業が大詰めを迎えつつあるわけですから、それらを踏まえた中で考慮をしていくということと、一つはきのうのご質問にもありましたように、例えば今申し上げた農業につきまして、亘理町の場合は非常に力を入れているわけですし、今回の場合、圃場整備だけで約226億円以上の巨額なお金が積まれているわけです。ですから、いわゆる田んぼそのものは、単に田んぼというよりも私は1万円札が詰まっているなどいつも見ているんですが、しかも農業というのはこれから恐らく日本の一番の産業の中心になるのではないかと、非常に将来性のある産業が農業だと思っております。ずっと隣町その他を見ますと、亘理町ぐらいいわゆる昭和の面影が残った地域はないなどいつも思っております。したがって、きのうも申し上げたんですが、生産をしながら人を呼び込むだけの地域になっているなど。例えば農業をしながら、漁業をしながら、それで人がそこに集まってくるといった形成が今出ていますから、いわゆるその辺のバランスを考えて、これはこの仙台近郊では得がたい地域という判断をしております。その辺を踏まえた中で進めるべきだと思っておりますから、もう少し避難道路を含めた復興事業に全力を尽くして、その後といいますか、その後考えていければなど考えております。

あと、都市建設課長のほうよりも答弁させたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 中央工業団地のことなんですが、現在は用途を指定していない無指定となっております。本来、用途を定めて企業誘致などをするべきなんですが、土地の所有者が現在のところ町ということで、無秩序な開発をされる心配がないということで、無指定としてございます。町主導で工場の業種を選定して誘致しているため、中央工業団地については緊急的に今用地を定めなくても、秩序を保った企業立地がかなっている状態であります。

しかしながら、町有地以外の土地につきましては、無秩序な開発がされる心配がありますので、用途の見直しは必要と考えております。

また、お話がありました県道塩竈亘理線の北側のエリアを商業地域にということ

なんです、塩竈亘理線は幹線道路ということで、その沿線につきましては商店から自動車販売店など、そういうものが建築できる町の試案としましては準工業地域がいいのではないかなということ考えております。建てられる用途的には準工も商業もほとんど変わりはないので、準工でもいいのかなと考えてございますが、商業ということもお話がありましたので、そちらも今後検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 土地のことなんです、今後の用途指定については、既存の誘致企業、店舗に影響がないような都市計画決定と今後の誘致策を考慮して進めるべきと考えております。そのことに関してはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 既存の分について、既存のいわゆる立地した後についてもしっかりフォローしていくというのは大変大切なことだと理解しております。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 企業誘致する際ですが、店舗の出店がある場合についてはその地域の都市計画上の用途に適合するものでなければいけないということになっておりますので、現在用途が定められていない地域にこれから用途を指定する際には、既に建築されている企業工場とか店舗が都市計画上不適格とならないよう、十分注意して調査しながら用途を定めることが必要と考えております。

企業誘致する場合は、どういった企業を誘致したいかということに基づいて用途を考えていくわけなんです、業種を限定しすぎますと、工業団地なんかですと多くの企業が進出できないということもありまして、土地が売れ残るということも心配されますので、そういったことを含めて、用途の見直しについては前のほうで申したように平成32年以降を目安に着手してまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 百井いと子議員。

13番（百井いと子君） 例えば、マスタープランの将来都市構造図にゾーニングされている逢隈高屋地区の亘理中央工業団地を工業地域に、それから準工業地域に指定したり、反対の県道の北側に隣接するみやぎ生協等のエリアを商業地域などにしたりする考えはないか。（「今言った」の声あり）先ほど申し上げた、その答弁がこれです。大変失礼いたしました。

用途地域については、国土交通省の都市計画運用指針にありますとおり、局地的、相対的な土地利用の調整の観点にとどまらず、都市全体にわたる都市機能の配置及び密度構成の観点から検討し、積極的に望ましい市街地の形成を誘導するため、都市計画マスタープランに示される地域ごとの市街地の将来像に合った内容とすべきであるということから、今後亘理町におきましては、都市計画マスタープランにある都市将来像に則した用途地域の変更をお願いするものでございます。

これで私の一般質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって百井いと子議員の質問を終結いたします。

次に、10番、佐藤正司議員、登壇。

〔10番 佐藤正司君 登壇〕

10番（佐藤正司君） 10番、佐藤正司でございます。

私は1問、国民健康保険の県単位化について町長の見解を伺います。

国民健康保険税は、他の医療保険と比べて高齢化や医療費水準が高く、低所得者層が多いという構造的な問題を抱えており、増大する医療費への対応など、財政状況は非常に厳しい状況であることから、2015年の医療制度改正法案が成立しました。これによりまして、平成30年度から都道府県が財政運営の主体责任となり、国民健康保険制度が大きく変わろうとしております。

そこで、平成30年度から始まる国民健康保険県単位化の内容がどうなっているのかをお伺いいたします。

第1点目でございますが、国のガイドラインに基づき算定方式が変わります。算定方式が3方式に移行でどうなるのかをまず伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 亘理町の国民健康保険税の算定には、前年度の所得金額をもとに算出する「所得割」と所有する固定資産の税額をもとに算出する「資産割」、加入者数に応じて均等に算出する「均等割」及び1世帯当たりで算出する「世帯割」の4方式が用いられております。3方式とは、資産割を課税しない算定方法で、所得割、均等割及び世帯割を用いたものが3方式と規定されております。

今年度実施された意向調査によりますと、宮城県内では、全35市町村中8市町村が資産割を除いた3方式、いわゆる所得割、均等割、世帯割を導入済みであるほか、14市町村が平成30年度からの導入を予定しております。

県としては、宮城県国民健康保険運営方針（案）の中で、平成30年度に可能な市町村から3方式への移行を開始し、平成32年度を目安として全市町村が3方式を導入することを目標として掲げております。

当亙理町といたしましては、平成30年度から3方式へ移行を考えております。今後、県から示される納付金額と町の保険税の収納状況などの差を見きわめながら、激変緩和策などの実施についても検討してまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 今答弁があったとおり、既に県内では3方式、8市町村が導入をしているということでございます。近隣市町では山元町、角田市、白石市がもう採用しているところでございます。その中におきまして、国民健康保険は資産割というのがこれまで課税されていたわけでございますが、発足当時、農林水産業とか商業、自由業の人たちが主体となった加入構成になっていたのかなと思うわけでございます。それが、現在では年金生活者の比重が多く、高くなってきているということから、資産割賦課については以前から被保険者への不公平感の課題があったわけでございます。固定資産税に対する二重課税の負担とか、居住用土地家屋、非収益性の固定資産税であっても課税対象になる。また、ほかの保険では資産割がなく課税されているわけでございます。そういう課題が多い中において、これまで資産割についてどう感じてこられたのか。また、資産割が廃止されて応益割合と応能割合の変化があるのかをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 具体的内容については、担当課長より説明させたいと思います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） その資産割をどう感じているのかということでございますが、議員おっしゃったように、今は年金生活者の方々もいらっしゃいますし、農業そして漁業者という方々が基本的に国民健康保険に加入しているわけでございますので、そうしますと、当然ながら固定資産税というのは居宅、それから土地に対しての、固定資産税に対しての税率を掛けてしまうわけですから、所得を生まないものに対して賦課をしておりましたので、それを除いて、県としては市町村と協議をしまして、3方式で導入するという考えできております。そして本町としましては、町長が答弁しましたように、平成30年度からこの資産割を除いた3方式で賦課をし

たいと考えております。

そしてまた、この資産割が廃止されて応能・応益の割合がどうなるかということでございますが、これに関しましては地方税法703条の4第4項の規定によりまして、標準の比率、これはあくまでも標準でございますが、4方式は所得割が100分の40、資産割が100分の10、均等割、被保険者に係る分、一人一人に係る分が100分の35、平等割、世帯に係る分が100分の15と規定されております。そして、3方式へ移行しますと、3方式になりますと所得割が100分の50に10%ほど上がります。そして均等割が100分の35、これは4方式と変わりはありません。それから平等割につきましても100分の15となりまして、これも4方式から3方式へ移行しても応益割合は変わらないということになります。そうすると、応能と応益の割合は50対50になります。この比率はあくまでも標準ですから、この比率も大幅な変更でない限り、修正して条例に規定して運用することができることになっております。よって、1月に県から納付金が示される予定になっておりますので、多少の変更になるかとは思われます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 基本的には50対50という考えであるということでございます。今現在も平成29年度の保険税率、資産割の分については、医療給付分が20%、後期高齢者支援金分が7.9%、介護納付金が4.9%それぞれ課税をしております。所得割については、医療給付分が7.6%、後期高齢者の分は2%、介護保険給付金の場合が1.6%で徴収されているという状況が、その資産割の分、ただいま言いました20%、7.9%、それぞれがなくなりまして、100分の50という考えということになるわけですね。所得割のほうに全部それがかかってくるというふうになるということで、所得割の計算については皆さんご存じのとおり、前年度の総所得から基礎控除が33万円除いた額にこの100分の50というのが課税されてくるのかなと思うわけでございますが、その辺の考えをもう一度お願いしたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） この比率につきましましては、あくまでも比率でございます。要は応能割合が50、そして応益割合が50であるということだけでありまして、ですから50をまるっきり掛けるということではなくて、県から納付金をこのぐらい納めてくださいというのが来ますので、それを被保険者、あるいは所得の伸び、それから

世帯がどのぐらい加入しているのか、あるいは医療水準がどうなるのかというのを勘案しながらこの税率というものを算出してまいりますので、単純に50を掛けていくということではございませんので、その辺ご理解をいただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） わかりました。それでは、2点目に入りたいと思います。

今回、県が保険料試算を公表いたしました。亘理町はどういうふうが変わってくるのかをお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今回、県が保険料試算結果を公表いたしました。試算は基本的に宮城県国民健康保険運営方針（案）に基づいて県が算定しております。試算結果は、本町で賦課した平成28年度決算ベースの一人当たりの保険税と、平成29年度に新制度が導入されたと仮定して、平成28年度実績をもとに平成29年度の「一人当たりの保険税」試算の比較になります。

その内容は、平成28年度「一人当たり保険税」は、本町が賦課した保険税の決算ベース総額を被保険者で除したものになり、一人当たりの試算した保険税は10万4,832円となりました。平成29年度は、宮城県が勘案する増減要因を差し引き、一人当たりの試算した保険税は9万6,806円となり、増減率がマイナス7.7%と試算されました。

しかし、今述べた数字はあくまで参考値であり、年明け1月に確定係数をもとにした納付金・標準保険料率が県から示される予定ですので、直近の被保険者数や所得水準など、最新の状況を鑑みた上で、町で保険税を決定する予定になっていますが、現段階では最終的に亘理町の保険税率がどのようになるか、現在の状況ではわからない状況となっていることをご理解いただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 亘理町ですと、試算では7.7%が下がる見込みだということがございます。この試算によりまして、県内では16市町村が増加になって、減少する市町村が19ということがございますが、これの要因というか、そのあたりはどう捉えておられますか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課長より説明したいと思います。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） 県で示しておりました、新聞にも載っておりましたとおり、その増減要因が、一つは赤字補填のために一般会計から国保会計に繰り入れしている、あるいは基金を取り崩して税率を低く抑えている市町村がございます。そうすると、県のほうではその辺に激変緩和の措置をしません。なので、要は今まで低く抑えていた市町村に対しては普通どおりの計算の仕方をしてきますので、当然上がってくるということになります。

ただ、亶理町が下がる要因としては、当然ながら亶理町は全然公費、一般会計からの繰り入れ、あるいは基金を取り崩して税率を下げるということを行ってきませんので、その結果として今回7.7%の減額になったものだと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 一般会計からの繰り入れ、公費が多く投入されている自治体については、今回のやつだと上昇してくると。亶理町の場合は、一応試算ですが7.7%下がると。大体平成28年度賦課した保険税のベース、決算ベース総額を被保険者で除したものであるということで算出されているわけですが、1月か2月には公表されるわけですが、私が思うには大体実態に近い数字かなと思っているわけですが、正式な発表はないんですが、そのあたりの考えはどうかなと思うんですが。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） 確かに7.7%減ということで示されておりますが、担当課としては、これはあくまでも参考値でしかないと考えております。ですので、当然最終的には県から納付金が示されます。これが示されて本来どうなるかということでございますので、実際今使っている係数等が、実際に納付金の算定をする際には違う係数が使われます。そうしますと医療費の伸びだったり、あるいは所得水準の伸び、こういうものが加味されてきますので、もしかしたら余るかもしれない、あるいはその7.7%で収まるかもしれないという状況で、今のところはその納付金が確定しない状況ですので、どうなるかはちょっとわからないという状況でございます。そして、これが実態に近いとは担当課としては思っておりません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） それでは、3点目に入りたいと思います。

低所得者対策としての基金を活用した激変緩和についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今回の制度改革の目的は、基金や法定外繰り入れに頼らずとも将来にわたり持続可能となる国保制度を目指し、公費拡充等による財政基盤の強化や運営のあり方などを見直すことにあります。低所得者対策としては、地方税法第56条の89の規定により、世帯の所得に応じて均等割及び世帯割を7割・5割・2割に軽減する措置を行っておりますので、基金を活用したさらなる激変緩和策は現在のところは考えておりません。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 平成27年度でございますが、国民健康保険に加入している世帯の世帯主の職業、先ほどもちょっと申しましたが、年金生活者等の無職が45.8%ございます。次いで非正規雇用者、厚生年金加入要件を満たさない被用者、これが23.3%となっております。一方、自営業者が12.4%、農林水産関係が4%で、被保険者に占める割合は小さくなっている状況であります。もともと、先ほど申しましたように農業関係とか商業関係の人たちが入ってきているわけですが、実態が変わっておる状況でございます。年々、無職者、保険料の軽減が必要な低所得者がふえている状況でございます。国のガイドラインでは、新制度導入によって保険料が大きく変動する場合には、変動する市町村には原則6年間激変緩和措置を実施するとあります。亘理町も財政調整基金残高7億8,379万円あるわけでございますが、これを活用して激変緩和措置を実施して、穏やかに公平な保険負担にすべきと思うわけでございますが、この辺についてはいかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まずもって私の考え方なんですが、この制度というのは絶対守るべきだと思っています。ですから、基金の考え方なんですが、基金というのはやっぱりこれはいざ何かあった場合に、高額医療とか何とか大変なことから、これはやっぱり基金というのは常に十分な確保というのは絶対必要だと思うんです。ですから、当面はこのまま激変緩和は考えていないというのはその辺で、この基金は非常に大切にこの制度を守るためにも考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 国保事業財政調整基金条例があるわけでございます。第3条に積み立てについて記載されておりますが、ただいま基金は守るべきということでございますが、適正財政調整基金残高目安というのはどういうふうにご考えておられるのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 基金を守るのではなく、制度を守るのが一番大事だと思います。そのためには、基金というのは十分に確保すべきだというのが私の基本的な考え方です。ふやすというのではなくて、もう基金をすっきり確保しておくというのが基本姿勢でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） その残高目安というのは、どのぐらいあるのか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） 残高の目安と申しますか、適正規模ということでございますが、一応県からいわれておりますのが、療養給付費等の3年間の平均をもとにして、加入者が1万人未満であれば15%が必要だろうといわれております。ですので、これを本町に当てはめると、大体5億円ぐらいは保有が適正な規模ではなかろうかと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 5億円ぐらいという適正目安ということでございますが、今現在、先ほどちょっと申しましたが、7億8,000万円あるわけでございます。そうした場合、この保険給付費が平成28年度決算では28億6,000万円の決算が出ているわけですね。例えば2カ月なり除した場合に、3億円ぐらい残ってくるわけでございます。それを今回の大きい保険者の人たちが上がるのか、上がった場合にいろいろ不安定要素があるのではないかという不安要素があるわけでございます。そうした場合に、その適正規模以外の除した5億円を引いた分、2億円ですね。それを1億円ずつでも2年間に掛けて納付金のほうに入れてやれば、少しでも税率が安くなるのかなと思うところでございますが、この辺の考えを再度お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ですから、基金の場合ですと今すぐにしなくても、先ほど適正な基準というものがあると思いますが、果たして7億数千万円がですね、うんと多すぎ

るかかどうかということは、これはまた別問題だと思います。私は今のところは亙理町の基金としては適正であると思っております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 基金条例、これからは県単位化によって、県が体制運営の責任主体となってくるわけでございます。そうした場合に、基金条例の積み立てというのは今後も考えているわけでございますか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） 県で統一されましても、それぞれの市町村で持っている基金に関しましてはそれぞれの市町村にそのまま基金として残る予定になっております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 例えば、納付金が余ったりする可能性もあるわけですね。何か、徴収率に応じて納付額が変わってくると。県平均ですと91%ぐらいなんですが、亙理町ですと平成28年度決算では93%になっているのかな。そうした場合、県平均より高い徴収率を得ているわけですから、そうした場合に納付金として納めたやつ、その分の余りが出てきた場合には積み立てしていくという考えでいいんですか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） 今議員おっしゃったとおり、当然ながら収納率が上がれば当然県に納付する額よりも多く集まってくるわけですので、その剰余金につきましては、当然基金に繰り入れ、あるいは次年度への繰り越しという形で使っていくものになります。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 制度を守っていくということから、予期せぬ医療の支出等々にそれを使うんだということで理解したわけでございますが、それでは4点目に入らせていただきます。

早期の確定算定を公表いたしまして、住民負担の「見える化」と理解が必要ではないかということについて、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在の予定では、年末に決まる平成30年度の診療報酬と介護報酬の改定率なども考慮した後、国から都道府県に対し確定係数が提示される予定であります。それを受けて、県では納付金及び標準保険料率を確定し、1月に各市町村に

通知する予定となっております。

町といたしましては、その数値をもとに税額等を算出し議会での審議を経た後に、広報等を通じまして住民の皆様にお示ししたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 確定係数、市町村に対して1月ごろに通知があるということでございますが、それから市町村では条例改正とか保険料を定めるとか、いろいろ作業があると思うんですが、そうすると新制度に対する住民への説明する期間、理解を得る時間が必要かと思うわけでございます。そんなことを考えますと、既に大崎市とか石巻市では県の単位化による国民健康保険制度に対しての国保新制度の移行準備ということで、もう既にホームページ等々に掲載しているわけでございます。県外の市町村のほうも、いろいろと試行しながらPRしているところでございます。そういうことで、こういう先進的な取り組みをしている市町村を参考に、亶理町もある程度、資産割を廃止されて今度こういうふうになりますよということの国保関係の広報に特集を設けるとか、ホームページにその辺を詳細に載せて理解を得る努力が必要と考えるわけでございますが、その辺はどう考えますか。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（南條守一君） 確かに議員おっしゃるように、住民の理解が必要というのは確かでございます。確かに他市町でもホームページなり広報なりで周知をしているところでございますので、本町といたしましても今後単一化の制度に関しまして、広報、それからホームページで周知を図っていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 日本の医療保険制度、国民皆保険、世界に類を見ない制度であるわけでございます。保険証があれば全国どこでも医療機関で受診できまして、一定割合の自己負担を支払えば、全て高度な医療を公平に受けられる制度でございます。今回の県単位化によりまして、長期的に安定した制度設計、医療制度改革がなされることを申し述べまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって佐藤正司議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時といたします。休憩。

午前10時50分 休憩

午前10時59分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番、小野一雄議員、登壇。

〔3番 小野一雄君 登壇〕

3番（小野一雄君） 3番、小野一雄であります。

私は、2点について質問をいたします。

1点目は、海岸防災林の保全管理について。2点目は、集団移転促進団地内の調整池の整備強化について質問いたします。

まず、冒頭これからいろいろ質問するわけではありますが、グリーンベルトの関係について、正式名称は特定非営利活動法人「わたりグリーンベルトプロジェクト」という長ったらしい名前になりますので、略称で「わたりグリーンベルト」ということでいろいろ質問させていただきますので、ご理解を賜っておきたいと思っております。

まず1点目ではありますが、海岸防災林の保全管理についてであります。東日本大震災で壊滅した海岸防災林は、現在NPO法人のわたりグリーンベルトが主体となって植栽事業を行っております。植栽そのものはあと数年で完了する見込みではありますが、その後、海岸防災林として機能するまでには数十年の歳月を要するものと思われまます。野放し状態では、雑草の生い茂る単なる原野にもなりかねません。これらを踏まえて、今後どのように保全していくのかをお伺いいたします。

この保全については、維持管理といったふうに理解してもらっていいのかなと思っておりますが、まず（1）番目、今後の海岸防災林の保全管理についてどのような町としての計画があるのか、伺います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご質問の海岸防災林の保全管理についてであります。海岸防災林としては、大畑浜から吉田浜までの沿岸約4.0キロメートルにわたり、国有林が15ヘクタール、県有林が31ヘクタール、町有林が53ヘクタールの合計99ヘクタールが防災林として位置づけされております。

先般の東日本大震災の津波により、その大半が倒木・流失等の被災を受けましたが、平成23年度から林野庁による災害復旧事業により生育基盤の造成、植林等を行

っているととも、県有林及び町有林の一部区域については、県において推進する「みやぎの海岸林再生みんなの森づくり活動」の趣旨に賛同する、先ほども申されましたNPOわたりグリーンベルトプロジェクト、公益財団法人イオン環境財団等と県、亘理町において協定を結び、海岸防災林の再生に向けて取り組んできているところであり、関係者の皆様のご苦勞やご尽力には敬意と感謝を表するものであります。

現在、植林されたクロマツ等の苗木が成木となり、以前の海岸防災林の機能を有するまでには、先ほど議員おっしゃったように、おおむね20年程度の期間を要するものと考えており、確実に成林させるためには、雑草等に被圧される懸念がなくなるまで一定の期間は特に継続的な森林管理が必要と聞いております。

今後の保全管理については、下刈りや補植作業が主なものと考えていますが、基本的には国有林は国が行い、県有林及び町有林につきましては、県において保安林指定もされていることから、県と連携を図りながら管理を行ってまいります。

また、行政だけでなく民間・NPOの力も必要不可欠と考えておりますので、今後、協定を結んでいる団体等を中心に相談を行いながら、保全管理に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、町長から県の団体といったところとの協定を結んでやってくんだという話がありましたが、今ご案内のとおり、震災前の海岸林の保全管理については沿岸部の吉田浜南北、大畑浜南北の行政区が区分けをしながら、毎年下刈りとかといったものをやってきたんですね。ところが、震災の影響でもう住民がいなくなってしまった。こういったことで、当然今町長が言ったように、地域住民との連携ということはあるんですが、あそこは人がいなくなったんですね。現在グリーンベルトの事務所の置いてあるところ、代表理事の方々が住んでいるところは、行政区で申し上げますと開墾場なんですね。そうしますと、あそこも沿岸部に入ることとなりますとなかなか理解が難しい部分もあろうかと思えます。やはり、何としましてもこういった保全管理、維持管理をするためには、定期的な手入れをしていかないと、私は本当に原野になってしまうなと思うわけであります。

そこで、今町長の答弁があったように、特定の団体が継続していくんだということでもありますから、例えば現在グリーンベルトが主体となっておりますが、協定を

結んでやっていくということなのですが、これを例えば町の管理については指定管理者制度みたいな制度を導入して、そういうふうに毎年、毎年、3年間の協定になりますか、指定管理ですと。そういったものはどうなんですかということをお伺いしたいです。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 農林水産課長より答弁いたします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 私からお答えさせていただきます。

先ほどの町長の答弁にもあったとおり、まず国有林は国が管理する。県有林及び町有林につきましては、一応県が主となって管理していくとなっております。

しかしながら、今質問のあったとおり今後の維持管理でございますが、指定管理はどうかということでございますが、一応先ほども町長が言ったとおり県が管理するということになっておりますので、指定管理のほうは設けないという予定になってございます。もちろんそこでどうするかということでございますが、先ほど言ったとおりグリーンベルトとも複数年間の協定書を結んでおりますので、その期間は連携を図りながら管理をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 了解しました。

例えば、今平成27年度からグリーンベルトが植栽事業をやっておるわけですが、現在はどの程度進んでおるんですか。目標に対して進捗率といいますか、面積でいいますとどのぐらいになりますか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 現在グリーンベルトにご協力いただいている、まず実施に当たりまして計画書を提出していただいておりますので、その計画書でちょっと数字を申し上げたいと思いますが、一応平成28年度で3ヘクタール、平成29年度で3ヘクタール、そして平成30年度に2ヘクタールを植樹していただくという計画でこちらは伺っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） なかなか正確なデータがまだ出ていないようでありますので、次

の質問に移りたいと思いますが、(2) 番目に入る前に、10月30日の地方紙にこの海岸林再生について、宮城県知事の村井知事、それからわたりグリーンベルトの代表理事であります嘉藤さんの記事が載っております。ちょっと勉強になりますので、どんなことを言っているのかというのを申し上げますと、知事は「本県の海岸防災林は藩祖伊達政宗公が西暦1600年に造成を始めて以来、多くの先達や地域の皆様によって守り、育てられてきました」といろいろ書いてあります。それで、「県では、海岸防災林の再生を震災復興の最重要施策の柱として位置づけ、今日まで国、被災市町や民間団体などと連携しながら取り組みを進めており、順調に再生が進められております。」こういうふうに出ています。「今後も海岸防災林の早期の再生に向けて全力で取り組んでまいります」というコメントがありました。これは10月30日の地方紙の新聞であります。同じ日に、今度はわたりグリーンベルトの代表理事の記事、コメントですね。あります。「海岸林再生 現場理解を」というタイトルで載っていたんですが、「県や国土緑化推進機構、企業、生協などからの補助で苗木代や職員の人件費を賄っていますが、運営はいつも綱渡りであります」と。「NPO法人は、行政よりも自治体よりも動きが早い」と。「人をつなぐ役割を果たしておると思います」というコメントがありました。これからいろいろ以下の質問に参考にしていただければいいなと思います。

それで(2)に入りますが、わたりグリーンベルトの事業と町との連携はどのように進めていくのかということをまずお伺いしたいと思います。

議長(佐藤 實君) 町長。

町長(齋藤 貞君) これまでのNPOわたりグリーンベルトプロジェクトと町の連携につきましては、平成27年2月に同団体が宮城県よりNPOの認証を受けて以来、同年3月には、宮城県・NPOわたりグリーンベルトプロジェクト・亘理町の3者において、「みやぎ海岸再生みんなの森林づくり活動」の協定を結び、海岸防災林の再生に向けた活動を実施してきたところであります。

同団体の定款に記載された目的のように、亘理町の海岸防災林を中心とした地域を住民が行政や事業者と連携して復興し、次世代へ継承していくことを目的としており、NPOとして一步一步確実に歩み、代表理事及び会員皆さまのご苦勞やご尽力に改めて敬意と感謝を表すものであります。

町といたしましても、亘理町震災復興計画を基本に着実に事業を行っているところ

ろであります。活力に満ちた地域を創造していくためには、やはり行政だけでなく、民間・NPOの力も必要不可欠でありますし、多様な連携が復興を加速させると思っております。

今後とも、現在の事業展開を契機としまして、亘理町の多彩な資源を生かした取り組みや人的交流など、さまざまな活動を通して連携を深めまして、ともに活力に満ちた地域として発展していきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、町長から活力に満ちた地域を目指すんだという答弁がありました。前段の答弁の中で、協定を結んだんだと、この海外再生に向けてですね。その協定の中身について、どんな協定を結んだのか。県、町、それからNPOですね。この関係について、例えば主たる目的は大体わかりますが、いつまで、どんな、どのぐらいの面積の植栽をやるのかとかその辺を、ちょっと細かい話になろうかと思いますが、主なやつを説明願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 内容について、担当課長より答弁させます。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 協定書の内容につきましては、協定書でございますので紳士的な内容となっておりますが、まず大ざっぱに申し上げますと、計画的には一応5カ年計画というのが大前提でございまして、5カ年の計画となっているものでございます。その中で双方が、グリーンベルトが事業を実施するに当たりまして県及び町が協力し、またはその現場で指導管理をしていくというのが主な内容でございまして、詳細につきましては全て申し上げられませんが、一応5カ年でグリーンベルトがこの森林のために海岸防災林の再生に向けた活動が円滑に実施されることに対しまして、町、県と一緒にタイアップしていくという内容でございます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 植栽の面積はどうなっているのかというのは今答弁がなかったんですが、その辺……（「はい」の声あり）ちょっと待ってください。その面積と、申し上げますと、例えば5カ年で協定を結んでいましたと。そうしますとあれですか、平成32年になるのかな。例えばそれまでの間に事業が終わらなかったよと、残

ってしまったという状況もあるかと予想されます。そんな場合の対応についてはどうなるのか。この面積とその辺、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 先ほど面積のほうにちょっと触れたと思ったんですが、先ほど言ったとおり3ヘクタール、3ヘクタール、2ヘクタールで合計8ヘクタールの植樹を計画されているというものでございます。5年後ということなんでございますが、最初に町長が申したとおり、それで終わりということはもちろんございませんで、今後の維持管理につきましてはNPOと、逐次その都度、その都度相談を受けながら進めていくと考えております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 県の窓口は例えばどこなのかなと。あともう一つは、町とすれば企画財政課になるのか、農水課になるのか、その辺ちょっとわかる範囲で。わかる範囲でといったら失礼ですが、窓口についてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 事務局ということなんですが、県のほうは林業振興部が窓口となります。町のほうといたしましては、森林の管理ということで、管理の部分ではもちろん農林水産課ということでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） それでは、次の（3）番に移りたいと思います。

町主催の植樹祭の実施について、わたりグリーンベルトへの支援はどのように進めていくのかという関係であります。この関係については、今日まで4環境財団との共催により、第1回目は平成28年10月1日、土曜日でした。この日は快晴に恵まれました。苗を植えるのに、スコップの穴が固くなって穴が開けられなかったという記憶がございました。第2回目は、ご案内のとおりことしですね、平成29年10月7日、土曜日でした。この日はあいにくの雨の中の植樹祭でありました。私も会社のOB会なり高校の同窓会などの皆さんから協力をいただきながら、参加をさせていただきました。

まずこの支援ですね、どうやって進めていくのかということの前段の質問の問題について答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 「亙理町植樹」につきましては、公益財団法人イオン環境財団との共催により、平成28年度から3カ年計画で実施しているところであり、初年度は約1,100名の参加者に1万3,000本の植樹が行われ、2年目となる今年度は、あいにくの雨の中ではありますが、昨年度と同様の規模の約1,100名の参加者により、1万6,500本の植樹が行われました。

NPOわたりグリーンベルトプロジェクトの皆様には、初年度から植樹における広葉樹の苗木の確保や植えつけに関する指導等、数多くのご協力をいただいておりますことを、改めて感謝申し上げます。

また、同団体におかれましては、この植樹のほか、町内において苗木づくり体験や植樹体験、イグネの再生など、地域と連携したさまざまな取り組みを行っていると同っておりまして、町といたしましても、同団体が今後持続した活動を行うための必要な支援につきましては、ご相談をいただきながら検討を進めさせていただきたいと考えております。

亙理町植樹につきましては来年度で最終年度となりますが、海岸防災林の再生に向けて、今後ともイオン環境財団及びNPOわたりグリーンベルトプロジェクトとより一層の連携を深めながら取り組んでいきたいと考えております。

議 長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今までグリーンベルトは、今町長の答弁にあったように、常日ごろから、この春から秋にかけて毎週土曜日、日曜日、あるいはまた平日でもいろいろな企業、あるいは各種団体が来て、植栽をやっていると。この中で、私はイオン財団のエリアといいますか、植樹するエリアと、町でグリーンベルトをお願いしているエリア、土地ですね。植栽箇所といいますか、これが何か違うのかなど、その辺わからない部分があるんですが、例えばイオン財団は海蔵寺からずっと浜吉田の、県道ですか、何号線、東京側になって、町の植樹に関しては仙台側になっているんですね。その辺は何か縛りがあるんですか。ちょっと教えていただきたい。

議 長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） まずイオンの植樹しているエリアなんですが、いわば最南端といいますか、山元町境から今質問のあったとおり海蔵寺のあそこの入り口の道路あたりまでが、一応今回3カ年でイオンに植林していただけるエリアということでございます。そしてグリーンベルトと協定書で締結している箇所につきましては、

こちらと同じく町有林なのですが、そこから北側、地図はあるんですがちょっと説明しにくいんですが、その北側のちょうど中間地点といたら変ですが、そのさらに南側から一番最後の大畑浜までなんですが、そのちょうど両脇を除いた中間あたりの8ヘクタールとなっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） エリアについては了解しました。

問題は、ことしの植樹祭には雨が降って、はっきり言って人が集まらなかったんですね。予定した人数よりもかなり人が集まらなかったのかなと私は理解しています。それで、いろんな要因はあるんですが、やっぱり町として払拭してもらいたい事案があるなど私は思っていました。それは、同じ日に町のイベントが2つあるんですね。重なるといいますか、この前は重なったんですね。一つは、これも大事なイベントです。荒浜漁港水産まつり。片や鳥の海の仙台側、荒浜では水産まつりをやる。こっちの鳥の海の東京側では植樹祭と。本当は町を上げて行うべき事業が二つに分かれてしまった。そういったことで、何とか一つになって、町の力を分散しないように、やっぱり集中して皆で盛り上げるような施策はできないものかと思っておるんですが、その辺の考えはどうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、やはりできるだけ分散してということですが、今回の場合は時期的に、いわゆる水産まつりははらこめしの時期と、やっぱりこの日じゃないと、この日が一番というか、やっぱりその辺の調整がなかなか難しかったと思います。今後とも、その辺はいろいろ考えた中で調整できればと思うんですが、商工観光課長の考えもありますから答弁させたいと思います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 10月7日に2つの事業が重なったということでございますが、うちのほうでもその日が重なるということで、日程の変更についての検討も行ったんですが、何せ今町長の申しましたように、はらこめしの日というのが10月8日に町のほうでも設定しておりますので、その日に近い土曜日に行くと町では決まっております。イオンのほうは逆に日程変更できないのかという形にもなったんですが、向こうのほうでももう年間のスケジュールが決まっているということで、同じ日程になったということでございます。

当日は確かに雨模様で、うちのイベントのほうにはお客様の入りが多少少なかったというのがあったんですが、逆にイオンの植樹祭のほうに参加した皆様が、終了後、ちょっと時間は遅くなりましたが、お昼近くになってから貸し切りバスで会場にお越しただいて、大変お昼近くになってからもお客さんでにぎわったということで、お互いの相乗効果というのがちょっと図れたのかなと私のほうでは思っていました。その後、わたり温泉鳥の海のほうにも入っていただく機会が多くなりました。入浴者数がふえたということで、そういった面でも、2つのイベントが同じ日に重なった悪い点もあるかと思うんですが、いい点もあったと町のほうでは理解してございます。

なお、来年につきましても、イオンのほうでは多分同じ時期に年間スケジュールを組んでいるようでございますので、また来年の10月ももしかしたら同じ日になるのかもしれないということを今ちょっと予想しているんですが、その点につきましても、ことしと同じように同じ日がいいのか、ただ、町としては先ほども言いましたように、はらこめしの日が10月8日に近いということですので、それも勘案しながら日にちを設定したいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今、課長答弁があったように、確かに雨の中寒くて、じゃあ温泉に入って帰ろうと。こういうことではプラス的な効果があったのかなと思います。

要は、やっぱり今回は植樹祭は10時、9時ごろからいろいろ準備して、朝からもっと早く行っていろいろ準備をやって、水産まつりはたしか11時だったのかなと理解しておりますが、もう来年の話なんです。来年も今言ったように10月6日、イオンのほうでは年間スケジュールで10月の第一土曜日と何かもうコンプリートされていますね。ですから、今度はわたり温泉も、来年は使えるのかな。そうした場合にやはり今言ったように、午後からの開催というのはなかなか難しいのかなと思いますが、その辺よく調整をしてもらいたいものだなと思っています。やっぱり人の奪い合いではだめなんですね。植樹のほうは本当はつらいんですね。ことしなんかは本当にどろどろで、ボランティアといえども大変な作業になるわけですから、何とかいい方向で知恵を絞って、来年に向けての取り組みをお願いしたいなと思います。

それで、この植樹祭については、第1回、第2回と町からの補正予算を組んでい

ろいろ資金的な支援があったわけでありますが、行ってみて参加者の方々の話を聞きますと、袋はいっぱいでかいのをもらうんだけど、中に入っているのは余り喜ばしいものは入っていないねというのが率直な意見であります。したがって、もう少し中身を検討してみたらいかがなものかなと思っておりますが、その辺はどうですかね。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） さらに十分検討したいと思っておりますが、一応参加の記念品として皆様にお配りしているのが町の観光協会のグッズなもので、ご理解いただきたいと思っておりますが、来年度はできるだけそういう意見がないように検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 第1回目のときは、私も同じような質問をさせてもらったんですが、答弁書の中では温泉入浴券とあったんですね。ところが、参加者には全然渡っていないんです、温泉入浴券について。第1回目ですよ、第2回目はないんです。したがって次年度は、今度は温泉の運営が佐勘になるわけですが、できればでかい袋はいらないから温泉入浴券の1枚でもいいから、いい記念になるのかなと私は思っているんですが、その辺はいかがですかね。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 来年につきましては、いろいろと検討させていただきたいと思えます。せっかく温泉のほうも佐勘の運営ということなものですので、そちらとも話し合いながら、より参加者の皆様に喜んでいただけるものにしたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） この（3）番の中で、私はやっぱりいろんなグッズとかいろんな町からの観光PR用のパンフレットをもらっても、それは欲しい人もあろうかと思えます。しかしもっと大事なことは、やっぱり皆が率先してそのボランティアの植樹祭に参加するんだというのが、私は一番大事なのではないかなと思っております。やっぱり私も本当はグリーンベルトの関係については一生懸命やっているなという程度にしか最初は思っていなかったんですが、だんだんと町の海岸林のあそこを見た場合に、何とかしなくてはいけないなということで、仲間も一生懸命、毎

週行っている仲間もいるんですね。一生懸命ボランティア活動をやっております。そういった影響と申しますか、そういったものもありまして、やっぱり人集めが一番大事だなと思います。したがって、支援方法については人、物、金、いろいろあるかと思いますが、私がここでお願いしておきたいのは、今グリーンベルトでは会員の募集をやっているようであります。一応私も会員になっていますが、賛助会員、それから正会員といろいろあるようであります。こういった会員になる、あるいはいろんなこれから申し上げますボランティア活動をやっております。そういったものに時間を見て参画しに行く。これが一番大事ではなかろうかなと私は思っておりますが、町長、どうですかね、その辺の考え方は。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 確かに議員おっしゃるとおり、参加者がますますふえていただくことを大変期待しております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） それでは、（4）番に移りたいと思います。

わたりグリーンベルトは、地域活動として総合学校教育・熱気球などを実施しておりますが、町の支援はあるのかということではありますが、まずこの地域活動の主な中身として、いっぱいやっているんですね。1つは森づくりということで、苗木づくり、植樹、維持管理ですね。こういったことをやっている。2つ目は仲間づくりということで、ボランティアツーリズム。これは企業とか一般の方々に苗木の育成、植樹といったものをしてもらうんだと。3つ目が「地域菜園 おらほの畑」というのがあるんですが、これは前からずっとやっているんですが、震災以降ですね。震災で自宅の自分の畑とかをなくした方々ですね、主に高齢者が多いんですが、高齢者の方々を集めて、月曜日から木曜日までグリーンベルトの畑に集めて、いろんな野菜をつくったり、こういったことをやっているんですね。4つ目が小学校での総合学習。これはどういうことをやっているのかと。まずこれに参加している学校なんですが、町内では長瀬小学校、荒浜小学校、吉田小学校、それから山下第一、山下第二小学校。ことしからこの山下第一、第二がこういうふうになったということあります。5つ目が熱気球フェスティバルと。亙理町を気球に登って空から眺めてみるということで、今日まで5回ぐらい実施しておるようであります。小学校のボランティアと申しますか、学習の中身なんですが、これは学年によって

レジュメが違う。1年生は種まき、2年生は水かけとか、高学年になると植樹というように、段階を分けていろんな学習活動をやっているんだという話でありました。

そこで、まず町の支援はあるのかということについての答弁をお願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 東日本大震災からの復興支援や被災者支援につきましては、これまでNPO等が大きな役割を果たしておりまして、今後も被災地の復興やコミュニティー形成等に関し、NPO等による活動が大いに期待されるところでありますが、震災から6年8カ月が経過し、震災復興に大きな役割を果たしてきたNPO等に対する、特に民間からの支援が徐々に減少している現状の中、NPOの活動の縮小や停止を余儀なくされる状況が散見されておるわけでございます。

そのような中、宮城県ではNPO等を育成し、中長期的な被災地の復興や被災者の支援の促進を図ることを目的としまして、「宮城県NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業補助金」及び「みやぎ地域復興支援補助金」を創設し、NPO等による東日本大震災の被災地復興等に向けた取り組みに対する支援を行っているところであります。

NPOあたりグリーンベルトプロジェクトにつきましては、地域特性を踏まえた住民参加型による地元にも共感が得られる活動を行っている点や、小学校の総合学習にも取り組まれている点、また、事業の継続性が見込まれるという点等が高く評価され、宮城県から多くの支援を受けていると伺っております。

町といたしましても、同団体が今後持続した活動を行うための必要な支援につきましては、ご相談をいただきながら検討を進めさせていただきたいと考えており、今後とも町の良きパートナーとして連携を深め、活力に満ちた地域づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 今の答弁で、余りこれから申し上げる必要はないのかなと私思うんでありますが、先ほどのこの町の支援について、学校で、先ほど申し上げましたように町内の長瀬、荒浜、吉田小学校は入っているんですが、高屋小学校、逢隈小学校、亘理小学校が入っていなかったんです。ちょっと私勉強不足なんですけど、何かあるのかなと。例えばその辺をわかる範囲で、教育長になるのかなと思いますが、

教えてください。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 沿岸部というか、そういうところで荒浜小学校、長瀬小学校、吉田小学校も参加していただいているということで、子供たちが総合学習の一環としてグリーンベルトと一緒に植栽、クロマツの苗を植えたり、あるいはドングリを植えたりしている活動なんです。この学校では、特色ある教育活動の一環として取り組んでいると思っています。その特色ある教育活動においては教育委員会として補助しておりますので、その辺も子供たちの教育活動の中で教材、あるいは例えば何か発表会なんかをやる場合に模造紙を買ったり、あるいはペンを買ったり、そういうものに使っているのではないかなと思います。内陸部のほうはまだそこまでいっていないということでございまして、グリーンベルトの話によるとやっぱり沿岸部ということで、目の前にあったクロマツの林がなくなったということで子供たちも非常にショックがあるんですね。何とか子供たちもクロマツを再生させたいという強い思いもあったようでございまして、グリーンベルトのほうから声がけをしていただいて参加しているということのようでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 教育長の答弁の中で、内陸部ということでいろいろあるようですが、私はやっぱり内陸部の方々に、例えば植樹祭あたりにでも出ていただいて、いろいろ学んでもらう。こういったもの、人を送り込むのも大きな支援になるのではないかなと私は思っておりますので、ご理解を賜っていきなさいと思います。

それでは4番目の最後の質問になるかと思いますが、同じ関連で、今町長の答弁から、グリーンベルトから町への要望について、いろいろこれからご相談を受けながらパートナーとしてやっていきたいという本当に熱い答弁をいただいたわけですが、私が聞いた話では、今吉田東部地区に活動する拠点が無いんだと。グリーンベルトの事務所は、開墾場の被災した某民家をクリーニングして、そこで事務所といますか、そうしているんですね。それで、ビジターセンターがほしいと。何か英語で言われたものですから、いろいろ調べてみると、よそからお客さん、来た人たちが集まって、泊まったりは無理だと思うんですが、そういう来訪者なり多くの人、いろんな人が来るわけですね。そういったところの受け入れる場所がないという話をしておりました。したがってビジターセンターがほしいんだということ

で、これはすぐにつくってくれとか何とかは申し上げませんが、やっぱり彼ら、グリーンベルトは、「何か吉田東部は何もないね」と。本当にグリーンベルトの事務所、開墾場地区といっても、周りは畑の中にぼつりぼつりと住宅がある程度で、本当になかなかつらい環境にあるのかなと私は思います。したがって、この拠点づくり、町長の答弁を借りれば、これから吉田東部地区は「うしちゃんファーム」とかこういったものが出てくれば、山佐で今太陽光の工事をやっておりますが、少しはいろんな環境面では整備されるのかなと思っておりますが、拠点づくりについてはなかなか、まだまだの感があります。私はそう思っております。したがって、何かいい知恵がないものかと。私は私なりにちょっと考えてみたんですが、大畑浜南に集会場があるんですね。でもあそこは危険区域でだめだなと思っております。一つの例としてね。何かそういったものをどこかに知恵を絞ってつくることはできないものかと。例えばまちづくり協議会で、交流センターがあるわけでありましたが、あそこでは遠いのかなとかいろいろありますが、例えば将来にわたっての考え、今私が申し上げたことについて、町長が答えられる範囲であれば、ちょっとお聞かせ願いたいなと思っておりますが、どうですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおり、やっぱり拠点というのは非常に大事だと思います。ただ、今そうですね、そこにつくりましょうとは答えられませんけれども、それはまず大事だと思います。

それともう一つ、拠点の場合、いわゆる考え方なんですが、私は構造物についてはまず既存の施設をどう利用できないかと、ここから入るべきだろうと思えます。箱物というのは、やっぱりつくればつくるほど管理にかかるわけがございますから、既存のもので利用できる場所がないか、あるものがないか、機能的にどうか、そこから入るべきだと思いますし、拠点づくりそのものについては私も賛成でございます。

それと、議員おっしゃるように、私はプロジェクトには入っていないから日々活動はしていないんですが、定期的に吉田の堤防に上がって見ております。1週間前も行きました、大分太陽光の工事は進んでいますね。あそこは見るたびに、吉田東部地区から見るあの風景はもうすごいなと思えますね。これは宝物だと思いますし、20年後には植林とか何とかというのも十分に森林も生きてくると思いますが、前の

防災林とは全く銭の使い方が違うわけですから、前だと何ていいますか、雑然としていましたね。確かにキノコとか何とかなのはありましたが、あそこを散策するという気にはなかなかないところだったので、これからはあそこは散策できるだろうと。しかもいわゆる鳴り砂、まだあのままになっています。流木等もね。先日、全国町村会の町村長の会議があったときにたまたま全国農地海岸の会合があって、私も宮城県の代表として出たんですが、あその海岸もやっぱり早急に整備したいものだなと思っています。そうしますと、鳴り砂、堤防、それから防災林、太陽光、あと今議員おっしゃったあその残っている農地の利用をしていけば、自然と共生した土地になっていきますし、それからいわゆる阿武隈高地から蔵王連峰の眺めなんていうのも、お金をもらってもいいぐらいなもので、すごい土地になってくると思います。そういったところでの活動をしているNPOですから、やっぱり町としても十分に一緒に進んでいくという方向には、私も大賛成でございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） それでは、大きな2番に移りたいと思います。

防災集団移転促進団地内の調整池の整備強化についてということですが、ことしの10月になりますか、台風21号により、下茨田南区内では防災集団移転促進団地内の調整池が機能を失い、道路が冠水するなどの被害が発生しました。調整池に排水ポンプを整備して、被害の軽減を図るべきではないか。そしてまた、今後このような事態が発生した場合、どのように対処をしていくのかということでありま。これはどのように対処していくのかというのは、排水ポンプ工事中、例えばつけるようになった場合に、その工事中にこういった冠水被害が出たらどうするんだとか、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今回の台風21号では、総雨量314ミリメートルの記録的な大雨となり、江下団地内の道路が冠水する事態が起きてしまいました。この団地には、宮城県の防災調整池設置指導要綱に基づき整備された調整池があり、50年確率で一日の雨量300ミリメートルの降水量に対応ができる設計となっておりますので、今回の総雨量であれば処理ができるものでありました。設計上ですね。

しかし、今回の道路の冠水につきましては、調整池からの排水先となる岩地蔵排水路と鑑川排水路が、高潮と満潮時刻が重なり満水状態となってしまったために、

調整池からの排水を受けられなくなったことに起因するものであります。このようなことから、排水ポンプを設置しましても、排水先が満水状態では排水できませんので、排水ポンプの設置については現在考えておりません。

今後の対応ですが、今回のような記録的大雨が予測されるときには、事前に防災無線などを通じまして、住民の方々に周知を徹底していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

- 3 番（小野一雄君） そのような答弁なのかなということは十分理解しておったんですが、ただ、いろいろ私も調べてみたんですが、逆に震災復興事業でそれぞれの調整池なり公営住宅、集団移転団地あるいは戸建て住宅に、調整池をつけたり排水ポンプをつけたりした箇所があるわけです。それで、ここの地区は調整池があるんだけど、こっちはなかったと。例えばですよ、一つの事例を申し上げますと、同じ災害公営住宅なのに、西木倉住宅に何で調整池がなかったのかなと私は疑問に思っているんですよ。あともう一つは、大谷地団地ですね。あそこには戸建てもありますが、あそこは小さいながらも排水ポンプがつけてあるんですね。ところが、排水ポンプのある箇所は3カ所しかないんです。今言った大谷地と上浜街道、その下茨田南団地公営住宅ですね。ここしか排水ポンプがない。あとは調整池だけがあるんですが、上塚団地は4戸しかない団地ですから、あれはありません。あと例えば、今言ったように調整池があって排水ポンプがない。問題は、やっぱり今町民の方々は勉強しているんですね。雨が降ってあれになったときに、何で小野さん、あそこの調整池にポンプをつけなかったのやと、こんな感じですよ。私も勉強不足ですから、やっぱりそういう関心を持っている人がいっぱいいるんですね。特に江下地区はご承知のとおり昔は水田で、そこに土盛りしたわけですから路盤が軟弱。本当にすぐ水が溜まり浸水しやすいと、こういう箇所だった。すぐ私の目の前に民間のアパートがあるんですが、そこはもう床下まで浸水したんですね。そんな状況で、やはり町民の関心度が高まっていると。この震災復興、いろいろ設計要綱はあろうかと思いますが、やっぱり特別なエリアなんだという、特認項目で設置すべきではないのかなと私は思っていたんです。せっかくこの震災でできるのに、何でつけなかったんだべなどんどん言われております。したがって、その辺の考え方、やっぱりペーパーを見て、国、県の指導は設置要綱なり設計表示がこうだと、これだけでは宮城県内一律、気象条件、地理的条件が違うわけでありますから、その辺の柔軟

な切りかえを担当者が持つべきだなと私は思って、本当に今残念でなりません。その頭の切りかえについて、町長の考え方を答弁お願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） その切りかえの前に、先ほど議員がおっしゃたように、町村によっては地理的条件が違うわけでございます。ですから、亘理もやっぱりそういう面では特異的な地域の状態にあるのかなと思います。

副町長からその点について答弁させます。

議長（佐藤 實君） 副町長。

副町長（三戸部貞雄君） では、私からいわゆる本町の排水の体系から知っていただくことが必要なと思いますので、ご説明申し上げます。

本町は3つのいわゆる排水体系がございます。1つは阿武隈川です。この阿武隈川には荒浜の町部からの雨水を荒浜のポンプ場、下水ポンプ場があるわけですが、そのポンプ場から排水をして、阿武隈の末端に排水するのが一つですね。あとほかの残りの全体の4分の3以上の面積の分は、昭和初期、初めごろから、いわゆる農家の皆さんの負担の伴う土地改良事業ということで、5億円の灌漑排水事業、あるいは県営の灌漑排水事業、もう一つは団体営の灌漑排水事業という、土地改良事業ですね。整備された水路を通して最終的には鳥の海水系、あるいはもう一つは牛橋水系の2つに大別されるわけでありまして。その多くは、今回問題になったのは何かといいますと、自然排水が大変大きな問題が起きているわけでありまして。ということは、一つは鑑川ですが、鑑川にはいわゆる亘理承水路がございますね。図書館の東側を走っている水路ですが、これは逢隈から亘理の柴街道までの上流部の水を受け流しているんですね。もう一つは岩地蔵排水路。これは逢隈の会津っぽから亘理土地改良区の東を通過して、佐藤製線に合流する水路ですね。あともう一つは裏城戸排水路。南町からいわゆる専念寺の裏を通過して、亘理保育所の前を通過して鑑川に排水する施設ですね。これらの水は何かといいますと、この鑑川の施設には機場排水がございません。それはなぜかといいますと、高位部の排水を受けるための水だということなんですね。あともう一つは、本町には九号排水路、いわゆる槍川、高屋堀というのがあるわけですが、これはいわゆる逢隈地区の今泉地区から、あるいは荒浜の一部を通過して低部の排水を排出するために、その末端に機場がございます。あともう一つは、吉田地区で申しますと橋本堀、あるいは釣川、枝川という水路が

ございますが、いわゆる橋本堀の水系は吉田の浜吉田駅の北側、あの辺の部分已全部橋本堀で排水する計画になっているわけですね。そういうことで、あの分は低部の排出ですから、最終的には大畑浜の橋本堀のポンプ場がございます。あともう一つは吉田の湛水防除のポンプ場がございますが、そこで排水する仕組みになっているわけですね。それは農業の施設として整備されたものですから、どこの地域の水をどの水路で吐くのかというのは契約がございます。それが、今現状がそういうふうになっているわけでありますが、近年の温暖化の影響かどうかわかりませんが、時間雨量、あるいは日雨量が増大してきているわけですね。これらを排水するのに大変大きな影響を与えているのが、今言った自然排水の部分。鏡川、あるいは舟入川の水系の影響が大分上流部で起きているわけです。これがついて、今回のこの台風21号でもありますが、自然排水先の鳥の海、いわゆる干潮河川、潮の干満に影響される河川でございますので、そういう高潮、あるいは影響があったために、今回江下周辺あるいは下茨田周辺は岩地蔵の水系ですから、当然下が満杯になると吐けないという状況ですね。あるいは浜吉田の駅の北側であります、これは橋本堀に流れるわけですが、一部が舟入川にいつてるんですね。交流センター東側を通過。あの分が高位部の排水ですから、上がどんと水が来ますとどうしても受けきれない。そういう状況から、ではこれの問題解決は何をやっているかといいますと、農政サイドですから、今土地改良施設をして鳥の海5つの機場がございますね。その機場のいわゆる排水の向上を図るための湛水防除事業、あるいは県営の灌漑排水事業によって、機場の能力拡大を行っております。現在も荒浜にあります柴鳥排水路、柴鳥排水路というのは工業団地の南なんです、鏡と並行して走っている部分、これがいわゆる荒浜機場、柴鳥で排水機場が完成しまして、今現在、ことしからだと思いますが、台風21号の折にはそのポンプ場を稼働してそれぞれ排水を行っているという状況でございます。そういう状況でございますので、これらの問題というのは都市部の水が一気にいくわけですから、これらを解決していくのは今の農業施設の整備の中ではもう限界が来ているのかなと思っています。そういうことを考えますと、これらの排水対策につきましては、いわゆる町全体の排水対策の系統を今後検討していく必要があるのかなと思います。

これについても、湛水防除事業の実施の時点でいろいろと県と国とかけ合ったわけでありますが、どうしても農業サイドの施設になりますと確率の問題があります

ね。先ほど町長が50年確率で云々といいましたが、農業サイドは2年確率なんです。あるいは上流部は一般土木ですから5年確率なんですね。もう一つは、一般土木でいう場合は、一つの断面で全て流しますよという考えなんです。5年間で降った雨の一番多いやつですね。ところが、農林の場合は2分の1ですから、その半分だけ、2分の1が製品であとは上に畦畔をつけるんですね。それで超えたときに流しますよという計画ですから、もう限度があるのかなと。ですから、これらについても今後は国、県に対しまして、いろいろと要望を図っていきながら、いわゆる国営規模になるかと思いますが、亘理町全体の排水系統の見直しを図っていく必要があるのかということは認識されますので、今後そういう要望を行ってまいりたいと思っています。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） 最後に、さっき私お話しした部分で、調整池の関係についてはわかりました。例えば何で西木倉団地に調整池をつくらなかったのかなと。その辺の答弁を答えられる範囲で結構ですので、簡単に。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） お答えいたします。

町の団地の中で、調整池がないのは議員おっしゃるとおり西木倉だけです。西木倉についていない関係につきましては、調整池をつける面積が1ヘクタール以上につきましては調整池が義務づけられております。それによって西木倉はつけなくてもいいということになっておりますので、調整池がついていないということでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

3 番（小野一雄君） この問題はなかなか大変だと思います。これから異常気象とかいろいろ天候不順が考えられます。我々としては、災害が起こらないように願うしかないのかなと思っております。

以上で私の質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午後0時04分 休憩

午後0時55分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

始まる前に、当局から発言の申し出がありますので、許可いたします。

施設管理課長。

議長（佐藤 實君） 施設管理課長。

施設管理課長（齋藤輝彦君） 午前中に小野一雄議員に答弁いたしました件に関しまして、一部訂正をさせていただきたいと思えます。

戻りまして確認をいたしましたところ、開発の面積につきましては1ヘクタールを超えてございました。それで調整池が必要ないという件につきましては、東側に隣接しまして9号排水路というところが大きい断面でございますものですから、流量を調整せずとも排水ができるという計算になっておりまして、調整池をつけていないものでございました。大変申しわけございませんでした。訂正させていただきます。

議長（佐藤 實君） この件については当局側の訂正でございますので、質問は受けつけません。

次に、6番、高野 進議員、登壇。

〔6番 高野 進 君 登壇〕

6番（高野 進君） 6番、高野 進でございます。

2つ質問をいたします。1つは学区の見直しについてであります。2つ目が学校給食費の徴収業務についてであります。

まず1つ目、学区の見直しについて。東日本大震災から約6年9カ月が経過しました。これは12月1日現在でございますが、逢隈中学校を除き、ほかの小中学校の児童生徒の減少が顕著になっております。原因は、大震災のみならず、少子化の影響も背景にあると考えられます。特に、高屋小学校は児童数が1学年10人未満、これはちょっと「10人以下」と訂正願います。10人以下で、教育環境からして適正人数であるか疑問があり、学区の見直しが必要であると考えます。そこで、次の2点を質問いたしますが、1点目、学区の見直しの検討に着手しているか。時間の都合もありますので、2点目も入ります。検討内容とその結果は。いわゆる途中経過も含みます。

一括で質問をいたします。ご答弁願います。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 教育長より答弁いたします。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、高野 進議員にお答えいたします。

今の2つのご質問、関連性がありますので、一括して回答させていただきます。

平成27年6月の定例会における一般質問において、学区の見直しについては、今後の検討課題とさせていただきますと回答しているところでありますが、その後、教育委員会の定例会、そしてまた亘理町総合教育会議、さらに今年度新たに立ち上げました亘理町教育環境整備計画検討委員会におきまして、今後の亘理町の学校環境整備のあり方について議論をし、検討してきたところでございます。

その中で話し合われてきた内容でございますが、今後6年間の学校ごとの児童生徒数の推移を示しながら、校舎やあるいは屋内運動場、プール等の建築年度等も考慮し、学区の見直し、あるいは大規模な校舎の改築・修繕の時期、大規模校・小規模校のそれぞれのメリットあるいはデメリット等、幅広く話し合いがなされてきております。その議論の中で一番強く意見がありましたのは、学校が地域のコミュニティーの核として存在していることが挙げられております。そのことによって、まず現存する学校を当面存続させる方針であることを確認したところであります。それらを踏まえまして、学区の見直しについても住民にとって大きな負担を強いるものであることから、早急に行うのではなく、今後のさまざまな動向を注視しながら、手順を踏んで検討していくという考えに重きを置いて、今後考えていきたいと思っております。

そういう中で、議員も懸念しております高屋小学校の件につきましても話し合いが当然持たれてきたところでありまして、小規模校ならではのメリットを最大限に生かせる教育活動等に重点を置きながら、学校側とも議論を重ねた結果、ご案内のとおり、新たな試みとして、来年度に小規模特認校制度を採用したところでございます。

小規模特認校というのは、従来の高屋小学校の学区はそのままにしておきまして、それ以外の学区外からも高屋小学校に入学あるいは転入できる制度であります。来年度、その動向を見ながら、亘理町の学校のあり方を再検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 今教育長が答弁されましたが、実は学区の見直しについての質問、これは経緯がございます。若干述べます。2015年、平成27年6月の定例会で、私一般質問をしました。「江下団地の学区を、保護者の声を聞き、高屋小学校、荒浜中学校学区に変更してはどうか」との質問に対して、現在互理中学校です、学区はね。ご答弁は、「今後の動向を見ながら検討課題とさせていただきます」。さらに私は申しました。「移転はほぼ完了している。いつごろまでに結論を出されるのか」の質問に対し、「早急に結論を出すのは難しいと思っています」とご答弁されております。あれから2年6カ月が経過しております。今、学区の見直し、検討に着手しているかということで、組織を設けてやっておられるようでございますが、ご答弁の中で特認校に触れましたので、若干発言をいたします。

特認校とは、学校教育法施行規則第32条第1項、この制度は学校選択制度の一つとして導入されております。5タイプございます。ご存じのとおり、自由選択性、ブロック選択制、隣接区域選択制、特定地域選択制、そして特認校制であります。教育法でなっているわけですが、これには「従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの」となっております。そこで、高屋小学校を特認校に指定したのは、広報でも存じております。これにはこう書いてあります。「対象児童として、町内小学校に翌年度入学予定の児童、または現在通学している児童」。具体的には書かれておりません。私の調べによれば、大規模校になじめない児童が特認校の対象ではないかと私は読み取っています。内気とかね、気が弱いとかそういうことで。私の質問は、学区の見直しなんです。特認校ではなくて学区の見直しなんです。町長のご答弁から言っている結びのほうにあるわけですが、特認校に学校選択制を使って町内小学校の児童数の不均衡を何とかしようとする発想に思えるわけです。違ったら言ってください。複式学級も避けたいということであろうと推測するんですが、これ以上いきますと通告外でございますので。

そこで私の一般質問の1点目、学区の見直しを検討していますかというところで、していれば、どこまで進んでいるかですね。あれから2年6カ月ということで、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほども申しあげましたように、その一般質問で受けた後、学区の見直し等も含めて、今後の亘理町の学校の教育環境のあり方等々について、教育委員会の定例会ですね、教育委員からもいろいろなご意見をいただいておりますし、あるいは昨年度から発足しました亘理町の総合教育会議、これは副議長が主宰となっております。それに先ほど言いましたように、亘理町教育環境整備計画検討委員会、これは有識者に集まっていただく。あとは区長さんなんかにも集まっていたわけですが、そういう中で、先ほど言ったように学区の見直しも含めながら、残念ながら本町の校舎ですね、かなり老朽化が進んでいるということも踏まえて、その対応策とか、あるいは統廃合もちょっと視野に入れたことも意見がありましたので、そういうもろもろのことでこれまで議論を重ねてきたわけですが、さっき言いましたように、やはり学校、特に小学校は、地域のコミュニティーという考え方を大多数の方々からご意見をいただいたということで、早急に統廃合すべきではないと。やはり子供たち、地域住民、保護者もいるわけでございますので、当面は存続をさせていこうではないかと。その中で、いろいろ今後の子供たちの動向を踏まえながら、再度検討していこうという結論に今のところはなっているわけでございます。この環境整備計画検討委員会、6月に開いていますが、3学期にも、2月ごろになりますかね、第2回目を開いていきたいと考えているところであります。したがって、学区の見直し等について、一切これまで議論にならなかったということは全然ないわけで、それは当然議論の中に入っていったということです。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 教育長の答弁の中に、学校の統廃合が述べられています。それは検討するのは結構ですが、私が申し述べているのは学区の見直しです。学校の現状と江下団地を含む下茨田地区の住民動向について、若干発言をいたします。

学校の児童・生徒数の現状でございます。これは12月1日、ついせんだって、現在。小学校の児童数1,724人。震災前に比べて313名減っております。15.2%減。中学校の生徒数、948名であります。震災前に比べて75人減っております。7.4%減。小中学校の総計では、2,672人が12月1日現在在籍しておりますが、震災前に比べて合計388人減っております。12.6%減であります。学級数でいうと約10学級以上になりますか。人口は、ついせんだっての11月30日現在、3万3,821人。震災前に比べて1,764人減っております。5.0%減で、児童数の減少が小中学校で12.6%。こ

これは人口減少5.0%に比べてはるかに大きいものがあります。これは大震災のみならず、少子化の影響も背景にあると考えるゆえんであります。

学校側の、学校別といいますか、主な小学校6校ございます。震災前に比べて全て減少しております。中学校は4校ございます。逢隈中学校のみが17人ふえていて、ほかの3校は全て減少であります。特に高屋小学校でございますが、震災前に比べて76人おったわけですが、12月1日現在47名でございます。細かくいきます。1年生から6年生まで、1年生が7人在籍。以降、2年生が8人、3年生が14名、4年生が8名、5年生が8名、6年生が6名、都合47名在籍であります。というところが現状でございます、ちなみに来年度入学予定、高屋小学校3名であろうと私は調べております。そうしますと、在校生が現在47名、来年度入る方が3名。50名になります。卒業する方が6名としますと、在校生は44名になります。いわゆる教育環境からして適正人数であるかどうか、私には疑問であります。これは冒頭申し上げた内訳でございます。ここで学区の見直しが必要ではないかと述べたわけです。加えて荒浜中学校、震災前は143名でした。12月1日現在、79名の在校生であります。震災前に比べて64名が減っております。来年度入学予定は22名でございます。卒業生31名、さっぴきしますと9名が減ります。したがって、来年度在校生は現時点では70名。震災前が143名ですから、まさしく半減しているということで、要は下茨田地区、学区割をしたかどうかというのが私の述べている根拠であります。

続けて、江下団地云々と申し上げました。動向を見ながらというところがポイントになります。江下団地を含む下茨田地区、皆さんご存じだと思うんです。常磐線鉄道東のほうから学校給食センター、土地改良区、あの近辺までである下茨田地区。震災前の世帯は719世帯、人口は2,108名であります。11月30日現在、世帯が1,062世帯、343世帯増加しております。これは動向です。人口は2,844名で、震災前に比べて736人増加しております。なお、つけ加えますと、下茨田地区は世帯数もふえている、人口もふえているということで、来年の4月予定でございますが、今行政区は南と北にあります、「中」という行政区を加える編成がえの予定があります。これが現在の動向であります。ということからして、検討している、検討している、まあ、学校統廃合は別です。やはりなるべく先のことといいながら、指針を出すべきではないかと私は思う、そういう意味での質問です。いかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 学区の見直しについては先ほどもお話がありましたが、高屋小学校の特認校制度については先ほど言ったとおりでございますが、来年度44名ということで、複式学級が2つできるということを何とか、今現在は複式学級があるんです。ところが、県の教育委員会から複式解消ということで加配教員をいただいていますので、単学級で1年生から6年生までできるんですね。そういうことで、何とか複式解消、やっぱり複式だと2つの学年を1人の先生が教えることになるわけで、子供も先生も大変負担が大きいということで、それを何とか解消してあげたいということで一応始まったものがこれでございます。当然、学区の見直しということも視野には入れて、検討もさせていただきましたが、まず学区の見直しありきよりも、今現在存続している学校の子供たちをどういうふうにしてふやすか、あるいは教育環境をどういうふう整備していったらいいか、極小規模と私はいうんですが、そのメリットを最大限に生かすには何が必要かというのを議論にも据えていただきました。その結果、委員の方々からは教育長の考え方に賛同すると。しかし、今後ますます少子化が進行するので、今後はやっぱり学区の見直しも検討すべきではないかと。ただ、今すぐということは時期尚早ではないかというご意見が大多数だったものですから、今ご回答申し上げたようにお話ししております。

それから高野議員にちょっとお話ししますが、逢隈中学校だけがふえておりません。逢隈小学校がふえていますので、これは間違いでございます。逢隈小学校は確実にふえています。来年は16人ふえますので。逢隈中学校は若干減った、でも逢隈小学校の子供はふえていますから、いずれ逢隈中学校の生徒はふえるはずであります。そういうことでありますが、やはり学区の見直しというのは地域住民ということもございまして、慎重に即というのもできないので、先ほど言いましたように十分手順を踏んで、教育委員会、あるいは副議長も入った中での総合会議、あるいは環境整備計画検討委員会の中で熟慮した上でやっていくと。そしてやっぱり時間がかかるわけでございます。地域住民、その前に保護者。これも隣町を見ると相当時間がかかっているようです。そしてまた地域住民への説明とかですね。そういうことを十分事前にしっかりとした指針を持っていかないと、なかなか進めない。そういうことで、今は念頭にはあるんですが、まだ指針までは出ていないと。その辺は来年度以降、しっかりと構築していきたいと今考えているところです。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 数字の違いに指摘がありましたので、こちらから数字を述べます。逢隈小学校、震災前の3月1日、590名であります。ことしの12月1日現在、565名で減っております。ふえてはおりません。それから、逢隈中学校は減っているやに発言されましたが、逢隈中学校は12月1日現在、302名であります。震災前は302名、12月1日現在、震災後、今は319名。若干ふえております。当初の私の発言どおりであります。

ところで、時間がかかると教育長が言うのは私もわかる。山元町、よその町ですが、小学校を4校から2校にするやに、中学校を2校を1校にする住民説明会等を開いております。その中で、唐突だ云々という形で、若干膠着状態と私は見ています。ということは、時間がかかる。教育長おっしゃるとおり。ですから、時間がかかるから、来年度指針を出す、出すんですかね。だから早目に指針を出して、5年とか6年かけて、そして調整しながらいくべきではないですかということをし述べたんです。いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） やっぱり今議員がおっしゃったように、結構時間がかかるものから、事務局としましてはいろんな会合を踏まえながら、ほかの有識者のご意見なども十分拝聴しながら、指針が来年度できればと思っておりますが、そういう形で進めていきたいと思っております。

先ほど児童数のことについては、震災後のことを私言っているもので、震災前と比較されると確かにそうなんです。しかし、亘理小学校が今733名なんです。来年度は734名で、1名ふえるだけなんです。だから、江下の人口がふえたからといって子供の数にすぐ反映するとはちょっと言えないのかなという感じはするんです。つまり、子供を持っている世代ではない方が結構入居されるということもあるので、だからそういうことも踏まえると、減少していることは間違いないんですが、世帯数がふえた、地域住民がふえたら、では即児童生徒数がふえるかということ、一概にはそう言えないというのが江下の現状を見るとそういう感じはいたします。

以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） とぼっちりのようですが、来年に指針を出すということですか。それとも出したいという希望ですか。確認します。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 出したいという希望です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 希望として承っておきます。

一つ、住民の声なんですけど、江下、あちらのほうに新しく住んでいる方、小さい子供がいるわけです。学校が遠いものですから、亘理小学校、中学校、住みかえたいという方がいます。こういう声があるということね。ということは、常磐線の西に行きたいということです。それと、今度行政区が3つに再編されますね。そうすると、同じ学区で子供たちが別々の学校に行くという、何か理解できないんですが、そのような形にもなっていかなるを得ない。場合によってはですよ。そういう意味でも、早目に前もって、そして何年後にと、その間に住民の理解を得るといふうにしていったらどうかということ、これ以上は無理ですから申し述べて、2つ目の質問に入ります。

2つ目、学校給食費の徴収業務について。現在、学校給食費の徴収業務は各学校が担っております。しかし、未納の督促等で教職員の心理的負担が大きく、長時間労働の一因にもなっているとされております。また、きのうもありましたが、学校での「いじめ問題」が社会問題となっており、教員の対応が難しい状況にあります。これらの解決策の一つとして、教職員が少しでもゆとりを持って教育や「いじめ問題」等に対応できるよう、給食費の徴収業務を町がというか、教育委員会も町の一つですが、町が直接徴収するようにはどうかということでございます。

ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 本町の給食費徴収は、亘理町立学校給食センター条例に、学校給食費は学校長が取りまとめ、毎月納付しなければならないと規定されております。保護者の了承のもと、学校長が学校徴収金とともに、保護者から口座振替等によって徴収しております。その業務は学校事務官が行っておりまして、一般会計に入金しておるといのが現状でございます。その業務の中で、今高野議員からも言われましたが、未納者に対する督促業務になるわけでありまして。未納者への督促は、まず学校長が督促を行うというのが基本であります。それでも対応できないときは、学校と教育委員会が連絡を取り合いながら、できるだけ学校側に負担をかけないよう

にするため、特に学校での対応が非常に難しいという報告が来た場合は、教育委員会のほうで前面的に対応しているという現状にあります。

本町におきましては、亘理町立学校給食センター条例に基づきまして、また、児童生徒のいわゆる家庭環境が一番わかるのが学校でありますので、そのような対応をしているわけですが、最近になりまして、文部科学省は学校の会計業務負担軽減を図るため、給食費徴収を自治体で行うというガイドラインの策定を示されておりますし、今現在、中央教育審議会の特別部会というものがございまして、その中で学校における働き方改革、これは政府だけではなく文部科学省も今やっているんです。教員の働き方改革。その中でも、自治体で徴収するようなことが盛り込まれるような動きが出ていると。さらに現在、仙台管内教育委員会総務主管課長連絡協議会、うちの次長が参加しているわけですが、その中でも学校給食費の徴収方法について話し合いが、13市町村ですが、持たれていると。そういうことで、今後中教審の方針も間もなく出ると思います。

そういうこと、つまり文部科学省、あるいは隣接市町村の動向も踏まえながら、何とか学校の先生方の負担軽減を図ってやりたいものだなと今考えているところでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 考え方はわかりました。それで、国・県の動向を見ながらになるわけですね。現在、全国ですが、市区町村の74%が学校で徴収しております。自治体直接徴収は23%。要は、答申と言いますか、出てこなくてもやればできるんですが、教育長、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、教育次長に仙台管内の様子をちょっと、あるようでございますので、次長から答弁させます。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） 先日、主管課長会議が行われまして、学校給食の徴収方法についても話し合いが行われたところでございます。今、仙台管内の中で、教育委員会、それから学校給食センターで徴収しているところは、大郷町、大衡村、松島町の3町村です。2町1村ですか。そういうところで給食センターないし学校教育委員会のほうで徴収しているという形になっております。

ただ、先ほども教育長の答弁にありましたが、学校給食費に関しまして非常に難儀なことは、例えば突然給食費が滞ってしまうといった家庭もございます。そうした場合に、やっぱり家庭に何らかの事情が生じたということは、つぶさにいち早く教育委員会に連絡が入るわけです。1カ月未納があった、2カ月未納があったとなると、何か家庭的に問題があるんだろうと。子供は元気よく学校に登校はしているんだけど、何らかの事情があるみたいですよというような報告なんかも来まして、我々がそこらへんの家庭状況なんかも把握することができますし、学校でいろいろそういった形で連絡を取り合うことができる。今そういう方法をとって対応しているところでございまして、一概に教育センターで取るとか給食センターで徴収するとかとなると、その辺もまたやり方云々についても、今後いろいろ話し合いを進めながら対応しなければいけないのかなという考え方ではおります。

以上です。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 滞納とかをすれば、家庭環境が何らかの形で見えてくる、何かあったのかと対応するというところで結構だと思うんですが、担任の先生もそれに対応するわけですよ。そうすると、滞納問題でいけば、公務というか、教育以外にも時間を多くとられるということで、これは全国公立小中学校事務職員研究会報告で、給食費の徴収業務を負担に感じる教員、小学校64.2%、中学校64.3%で、やっぱり非常に負担に感じる。そういうことで、つぶさにというか、家庭状況がわかるいいながら、それは解決できると思うんです。例えば、いわゆる町の行政で徴収する国民健康保険税、固定資産税等と同じように徴収して、滞ったときに教育委員会に連絡が行って、そういう方法でできるのではないかと思うんですが、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） そういう方法もあるとは思いますが、今後、文部科学省からの答申なんかも出てまいりますので、これは当然町長部局とも関係してまいりますので、総合教育会議の中でも一つの話題になってくるのかなと。そういう中で、本町としてどういう対応ができるかということをも十分検討というか、議論を深めてまいりたいと思います。

ただ、やっぱり今現在のことをお話ししますと、教育委員会のほうに滞納者についての名簿をいただいております。それについてはもう全部学校側から来ますので、

これは教育委員会のほうで対応しております。家庭の訪問をやったり、あるいは電話で行くと。学校では督促を郵送するぐらいで、家庭訪問はしていないと思います。家庭訪問をやっているのは教育委員会のほうで、直接本人、保護者の方に、次長なんか特に行ってもらってはいるんですが、そういう中で対応していると。したがって、そういうふうな滞納者が多い学校は確かに負担を感じる先生方もいっぱいいると思いますが、直接対応は教育委員会で今やっていますので、その辺なんかも十分踏まえながら、今後のありようについて十分検討させていただければと思っていますところであります。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） 検討、検討が答えなんですが、給食費の徴収業務といじめ問題について、若干触れます。

要は、教職員がゆとりを持って子供たちに接すれば、きのうの一般質問にあったように、やっぱり少しでもいじめとか不登校がなくなるかなと私は思うんです。文部科学省が公表しております児童生徒の問題行動調査、不登校の割合、きのうありましたが、詳しくは言いません。宮城県が2年連続全国ワーストです。いじめとか何か、冷やかしですかね。認知件数は全国で3位です。県の教育委員会は県内全域でふえ、原因もわからない。原因は複雑で一概に断定できず、個別対応が必要。これは教員がと。しかし、学校の現場では、件数が多すぎて内容を十分に検討する時間がないとの声があります。公務多忙と言いますかね。そういう意味も含めて、教員がゆとりを持って生徒に接する時間があればということで、ここに教職員の給食費の徴収業務を町で徴収するようにはどうかということです。いじめの問題とも絡んでいるんですが、これについては教育長、いかがお考えですか。

議長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） いじめについて、きのう佐藤アヤ議員にもお話ししましたが、宮城県がワースト3と言いました。このワースト3という言葉はマスコミが言っている言葉でございまして、文部科学省では、きのうも言いましたが、宮城県は非常に認知数が多いので、これは先生方が一生懸命やっている証拠ですよと評価されているんです。県の高橋教育長が文部科学省に行くと、宮城県はよくやっていると言われているわけです。逆に、2年前、別な件を言って大変申しわけない。福島県で異常に少なかったんです。それで全国で再調査させられたんです。余りにもいじめの認

知数が少なかったものですから、文部科学省で少し怒ったんですね。こんなことないでしょうということで、宮城県が全国で3番目に多いということは、これは決して悪いことではないと私は認識しているし、先生方が一生懸命対応している。

それと給食費徴収というか、確かにいじめの対応というのは大変だと思います。しかし、学校では担任任せにはしておりません。全校で対応するという組織をとっております。つまり、一人だけの判断では絶対やってはいけませんよと全国的になっているんですね。いわゆる抱え込みをやったために自殺に発展したというのはいっぱいあったわけです。担任だけで対応したと。そうではなくて、全校対応、つまり校長がトップになっていじめの対応をやっていくと。全校の職員で対応すると。これはもうどこの学校でもそういう対応になっております。そういうことですので、全面に出るのは担任ではございますが、あとは学年、教頭、教務主任、もちろん校長もいますので、それで対応していくと。したがって、担任一人で抱え込むということはほとんどなくなりました。

ただ、やっぱりそういうものにも時間を要しますので、やはり給食費を徴収するというのも大変かなとは思いますが、ただ、今学校徴収金というのがあります。教材費とかいろいろ給食費以外にも。それと一緒に校納金として納めてもらっているんです。そうすると、例えば別々にやってしまうと、保護者は今度二重にかえってかかるのかなという心配もあるんです。つまり、教材費関係、例えば修学旅行の積立金とか、5年生だと合宿を組んでやりますからそういう積み立てがあるわけです。あと6年生は卒業ですね。そういう卒業記念とか、それは一緒に集めているんです。5月から2月まで、つまり年10回というのはほとんどの学校です。そうすると、別個に給食費は町で、ほかの教材費、校納金関係は学校へという、ちょっとその辺もやっぱり現場の声も聞いていかないとどうかなという感じは今のところはしているんですね。だからその辺、今後十分に現場の声なんかも聞きながら対応していきたいなと思っているのが今の現在の気持ちです。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） いじめの問題に戻りますが、マスコミが云々とありますが、文部科学省が公表しているんですね。そこから拾っているわけですので、どっちが正しいとはいいませんが、私は文部科学省の公表を見ている。

それと学校の現場のことですが、教職員に余り負担にならないようなというふう

に私聞きとったんですが、私が聞いている現場の声は、いわゆる未納生徒の保護者への督促手順で、督促状は事務職員が作成して、担任がそれを生徒に手渡し、保護者に渡すように。しかし、生徒が保護者に渡さないケースもあると。また、教員が他の生徒の兼ね合いでなかなか生徒に渡すのが難しい局面がある、心理的負担が大きいと、これは現場の声。一人かもしれませんが、現場の声です。それでも未納がある場合、教員の対応。学校全体でやると言いながら、やるときは個々の教員がやるわけですね。未納がある場合、教員が直接保護者に電話で確認をしている。即納入するとはいかず、いろいろあるわけですね、お金がないとか、義務教育なんだからただじゃないとか、時間がかかるケースもあるということ。さらに3つ目、教員は進級する場合に、2年生が3年生になる場合、3年生のそっちのほうに先送りするのもなかなか心苦しいと。小学校を卒業して中学校に上がるときはもっと難しい。それで、家庭訪問をせざるを得ない。そこで現金をいただく。心理的負担が非常に大きい。お金の問題。ある学校では、集金日を決めて保護者が持ってくるというケースもあるということ、これは現場の声でございます。こういうのがなければ結構ですが、こういうことが懸念されますので、教職員が長時間労働になる、いじめ問題にも対応できない、そういう循環になるのではないかと、私の一方的な発言ですが、思っております。

先ほど答弁の中でありました学校給食費の徴収方法ですね。これは、文部科学省方針であります。文部科学省は、給食費の徴収は自治体がみずからの業務として責任を負うことが望ましいという判断、来年度の概算要求をしております。これが教育長が先ほど答弁されたということで、もうほかの自治体でも23%やっているわけなんです。こういう方向があるわけです。したがって、亘理町でも既に手がけていていいのではないかなと、待っていないで。要は、後追いといたしますか、それよりも先々でいくべきではないかと思いますが、いかがですか。

議 長（佐藤 實君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） その前に、未納の子供に担任が督促状を手渡すことは本町ではやっております。これはプライバシーにかかわりますので、全部郵送であります。子供の目には、子供には責任がないわけでありますので、そういうふうにして子供を大事にした対応をとっております。

家庭訪問についても、学校の教員が直接行く、いじめあるいは不登校なんかの場合

合は行きますが、これは先ほども言いましたように教育委員会に来ますので、教育委員会で大体は対応していますので、本町では大分ほかの市町村から見ればいいのかなと。

ただ、やっぱりそれにしても負担を強いる場合がありますので、やはり自治体、あるいは教育委員会で徴収するというのをほかの市町村もやっているということ踏まえて、あるいは文部科学省からも当町に来ると思いますので、十分にその辺を熟慮しながら対応していきたいものだなと思っております。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

6 番（高野 進君） そうあっていただきたいと私も思います。

以上をもって質問を終わります。

議長（佐藤 實君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は13時55分とします。休憩。

午後1時45分 休憩

午後1時54分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、小野典子議員、登壇。

〔5番 小野典子君 登壇〕

5 番（小野典子君） 最後の質問です。どうぞよろしく願いいたします。

5番、小野典子です。質問は1点。介護保険制度と家族介護者支援についてです。

介護保険制度の創設から17年目となり、この間の介護サービスの拡充によって介護の社会化はかなり浸透してきました。しかし、今なお介護する家族をめぐる問題は多く、介護者への支援が必要と考えます。若干介護を取り巻く社会背景を説明させていただきます。

厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、現在65歳以上の高齢者のいる世帯は全世帯数の48.4%と約半分。そのうち夫婦だけの世帯が31.1%、次いで単独世帯が27.1%。親と未婚の子供世帯が20.7%、そして三世代世帯はわずか11%となりました。また、介護者の続柄を見ますと、50年前に介護者として半数を占めていた「嫁」は昨年には10%ちょっとに減り、そのかわりに「夫」と「息子」がともに

15%弱までにふえて、その数は100万人を超えています。介護者の3人に2人は高齢者。老老介護、多重介護、認認介護、遠距離介護や離職介護も年々ふえています。

私も10年以上、介護の社会化によるさまざまな介護サービスを受けられたおかげで仕事を続けながら3人の親を見ることができました。しかしその後、要介護者の介護が施設から在宅へ移行され、また、入院日数の短縮化も進んで、これからの介護者の生活はどうなるのか、大変気になっております。

ここで（1）です。多様化する介護者の現状とその問題点について、町長のご所見をお願いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 平成12年4月に社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして創設されました介護保険制度は、今年で17年目を迎えました。この制度は、年をとった時に病気などで体が不自由になったり、あるいは認知症を発症したりして介護が必要になった場合に、かかった費用の1割または2割を負担することにより、介護サービス事業者の提供するサービスを受けることができます。

介護する家族をめぐる状況としては、65歳以上の高齢者がいる世帯について、平成12年時には4,247世帯であったものが、平成29年には6,393世帯と1.5倍となり、ひとり暮らし高齢世帯については、平成12年時には367世帯であったものが、平成29年には1,229世帯となり、3.2倍に増加をしております。このことは、全国的にも同じ状況であるようですが、高齢者人口の増加と世帯構成の変化が要因であり、亘理町におきましても、東日本大震災の影響が世帯構成の変化、核家族化の進行により拍車をかけたものではないかと見ているところであります。

介護者の現状については、一様ではないため一言では言いあらわせませんが、特に「老老介護・単身介護」といった問題が大きなものと認識しております。ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等で、家族介護の手が足りない方への支援策・介護サービスについて、社会全体でいかに支えていくかが課題であると考えております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5番（小野典子君） 町長からは、ただいま介護制度の歴史であるとか内容であるとか、そしてまた、先ほど私も述べたんですが、今現在の世帯構造の変化、そして高齢世帯がふえていて人手不足になっているとか、家事力が低下ということにもつながるというお話をいただいたと思います。私も実際介護者の立場に立って、改めてこう

やって振り返って見ているわけなんです、これからこういった高齢者がふえて、私が2025年に後期高齢者になる段階では、介護保険制度のグランドデザインと呼ばれている地域包括ケアシステムなどというものができると。そして、これは私、団塊の者にとっては、非常に明るい希望だなと感じております。

では、なぜ今介護者支援かということですが、この介護保険制度を振り返ってみますと、この制度ができたことによりまして、介護問題というものが社会全体の問題であるという認識はほぼ共有されたのではないかなと思います。高齢者等の要介護者に対してはほぼ対応した制度となっていると思いますが、それを支える介護者については、その記載すらほとんどありません。介護者の生活や人権が守られたものとは思えません。例えば、介護のために離職をしますと、収入の道が一瞬にして閉ざされてしまいます。そうすると、介護費用だけではなくて、教育費用も生活費用にも事欠く状態になります。そして、介護状態が終わった後にも貧困状態が続くということにもなりかねない、そういった問題があります。

また、急速にふえた男性介護者においては、なれない家事、介護にてこずりまして、ストレスで健康を害している、さまざまな事件の引き金になっているということもご承知のとおりだと思います。

こういった状況の渦中にある介護者ですが、現在の介護保険制度においては、介護される人が、つまり要介護者がサービスを利用することによって、間接的に支援をされる立場でしかありません。しかし、今このことをとやかくいうのが私の本意ではないんですね。現在のこの介護保険制度の中で、計画も、正直いって予算もない中で、わずかでもこれからの介護者に係る問題が緩和されるように、その支援への道を探りたいというものですので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、こういった現状にある家族介護者に対する町長の思いといいますか、また、今後の家族者支援に対するお考えなどを若干お聞かせいただいでよろしいでしょうか。

議 長（佐藤 實君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるとおりでございまして、私も介護される方は当然大事なんです、介護をする方がいかにご自分がまず病気で倒れないか、あるいは通常の生活を維持できるか。ですから、介護者の視点に立つというのは、私も一番大事なことだと思う。その方が倒れたら介護される方はもう何もできなくなるという

ことになるわけですから、まずもって議員おっしゃるように介護する方々がちゃんと通常の生活ができるということが大変大事だということは私も同じ考えでございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ただいま町長からは、介護する人が元気であればこそ介護される人も安心できるのだと、そちらが一番大事なのではないかという、本当に心強いご答弁をいただきました。町長自身が介護者であられたこともあるということを知っていますが、町長には今後、介護者の支援やその取り組みを期待したいものだなと思っております。

それでは、まず今最も懸念されている介護者の健康保持という面から質問させていただきます。

介護者は、介護の担い手でありますから、ときに精神的、金銭的、あるいは肉体的にも負担を強いられます。健康も損ないがちです。家族の病気や介護でストレスを抱える介護者は74.7%。全国ですけれども。そのうち30.5%の方は自分の病気や介護にも悩んでいるということが、厚生労働省の平成28年度の国民生活基礎調査の中で明らかになっています。身体的不調と心の不調を感じ、持病を悪化させていると。高血圧、高コレステロール血症やうつ状態の割合も少なくない。これが大方の介護中、そして介護を終えた人たちの健康状態となっているようです。健康対策に力を入れている当町としても、大きな問題であると思います。これら介護に従事している人たちをお考えいただいているのでしょうか。ご答弁願います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 基本的な考え方は先ほど申し述べたつもりでございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 現在、町では本当に栄養士とか保健師が個別訪問をしながら、一生懸命住民の健康指導に当たっているということは私も存じておりますし、ですが、介護の社会化を底辺で支えている介護者、そこに健康を損なってしまった、あるいは健康を損ないつつある人たちが多くと。さらに重症化する要因もそこに存在しているというのです。介護全体の7割を占める家族介護者は社会の貴重な資源だとたびたびいわれていますが、その資源を大切にすべきではないかと私は思うんです。彼らは大きなストレス、悩み、病気、孤立のみならず、虐待や心中という危険性も

抱えています。

介護者というくくりといいますか、そういう部分をきちんと押さえて、保健師、専門家、電話や訪問回数を重ねることで、指導の効率も高めることができると思いますが、いかがでしょう。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員に申し上げます。今質問している中で、町長が答弁したのに、またさらにそれにつけ加えて同じような質問になっているように見受けられます。そこを注意しながら質問をお願いしたいと思います。

小野典子議員。

5 番（小野典子君） 失礼しました。

介護者という視点から、健康指導を重ねてはどうでしょうかという質問なんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） それは昨日も健康の面の予防等についても話があったと思いますが、町では健康診断その他、いろいろと積極的に取り組んでおるとしています。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ということは、特別介護者だからと、そこに健康を害している人がいっぱいいるよと、比較的ほかの介護をしていない人から見たらはるかに健康を害している率が高いよということで申し上げたんですが、あえてその枠でする必要はないということで、お考えですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 介護をなさっているかなさっていないかというのはなかなか線引きが難しいような気もするんですが、その辺はどういった形で線引きしたら、逆にお伺いしたいなと思いました。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 現在は実態調査なんていうものは町でやっていられないということは私も承知していますから、町長がそうおっしゃるのもわからないではないんですが、本来ならばやはりその介護者自体を把握するというのも一つ大きな課題になっているのではないかなと思いましたものですから、申し上げました。

では、次に進ませていただきます。ただ、この介護者というのは、自分の持病のために受診するとか、それから町の各種健診をどうしても見送りがちなんです。と

かく自分のことは二の次、そういった意味で声がけが一番大事な人たち、声がけがないとなかなか出られない人たちです。ちょっときのうもお話があったんですが、その声がけについて、例えば民生委員たちに、ヤクルト配達をするときにそういった「健康診断を受けましたか」とか、「いつまでですよ」と、「個別健診もやっていますよ」という話を民生委員がネットワークを組んで保健師たちとやっているというお話がありましたので、それもお声がけをいただくというのはどうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 前日もいろいろお話になったと思いますが、そういうセーフティーネットワークづくりについては今後ともやっぱり十分やっていくということで、これは情報の共有になろうかと思えます。

今、介護者とおっしゃったんですが、介護されている方がわからないと介護者というのはわからないと思うので、介護保険法というのは介護される方から入っているので、その辺をちょっとやっぱり整理していかないと、議論がかみ合わないんじゃないかなと思います。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 介護者については、例えば要介護何号の人はどのぐらいいるということは町でも当然ご存じだと思いますし、だからといって要介護の2だから必ず床に伏せているわけでもありませんが、一応そういったことで把握はできるのではないかなと思っています。そして、そういったためにご案内をするということもあるやに聞いておりますので、その辺については私は問題ないかなと思いますが、わかりました。

それでは、（2）に入ります。

高齢者虐待の件数が毎年ふえております。平成26年度内に市町村に通報があった2万6,688件のうち、虐待と判定されたものが1万5,976件だそうです。主な虐待者は41.6%が息子、18.3%が夫、16.1%が娘と続いています。男性の介護者は介護者全体の3分の1ですが、虐待件数では6割を占めています。その内容はいろいろあると思いますが、例えば暴言を吐く、お風呂に入れない、においをさせている、水とか栄養分を与えないで、脱水症状とか栄養不良が見られるとか、劣悪な環境で過ごさせているなどなどです。通報以外、虐待の実数というのは、本当にこれを把握するということは家庭の中ではなかなか難しいわけですが、これも例えば日

本福祉大学の湯原悦子教授によりますと、虐待は表面に出ないまでも、日常的に起きているということでおっしゃっていただき、介護は危険と隣り合わせになっていることになります。

(2) 虐待や孤立の原因と防止対策について、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 高齢者虐待や孤立の原因は、希薄な人間関係や介護負担からくる介護疲れ、先ほども申し述べましたが、老老介護、単身介護といった社会的要因や、高齢者や虐待者の置かれている心身状況、経済状況、さまざまな要因があろうかと思えます。その上で、高齢者虐待の特徴として、認知症などにより加害者も高齢者も「虐待をしている、虐待をされている」という意識があまりないということが挙げられます。

そのため、まずは「高齢者虐待を正しく理解すること」が重要と考えており、まちづくり出前講座等において虐待に対する理解を深めていただくとともに、権利擁護の相談窓口でもある地域包括支援センターの周知も行っているところであります。

また、虐待されている高齢者は認知障害を有している割合が高く、認知症と虐待には深い関係があろうかと思えます。

認知高齢者への虐待は、介護者に対するサポート体制が整っていないという社会的要因、認知症高齢者本人の言動の混乱からくる介護者への介護負担の増大などが原因と考えられ、本町では、この10月より「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の疑いのある方には早期診断・早期対応を行うことで、虐待や孤立の未然予防を図る取り組みを開始しており、「認知症カフェ」の開催や「認知症家族介護のつどい」とあわせて、サポート体制の充実を図っているところであります。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 認知症高齢者問題、いっぱい出していただきました。確かにそのとおりだと思います。出前講座とかも考えていくということで、私も本当にそういったことはいい取り組みではないかなと思います。できたら、できるだけ多くの方にこういった問題を認識していただく。そういったいわゆるシンポジウムとかフォーラムも開催して、高齢者の虐待等を防いでいきたいなと考えております。

この高齢者の虐待が問題視されて、平成18年度ですか、高齢者に対する虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律が施行されました。それによって、

自治体にも責務が与えられたと思いますが、当町での虐待等の発生件数、ここ近年でよろしいんですが、並びにその発生要因はどんなことであったか、もし差し支えなければ教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 担当課長より答弁したいと思います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、虐待の発生件数と要因というご質問でしたので、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

3年間の部分でご報告をさせていただきますが、まず平成27年度につきましては7件通報がありました。その中で虐待された事案が4件。平成28年度につきましては4件通報がありまして、そのうち虐待と認識されたのが3件ございます。平成29年度、今年度でございますが、現在4件通報がありまして、そのうち1件が虐待という事案になっております。

要因につきましては、それぞれケースごとに要因はいろいろということになりますが、大きな要因としましては、経済的な状況の悪化、もしくは身体の状況の悪化、介護疲れということもあろうかと思えます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ただいまの答弁にありますように、経済的問題とか疲れとかというのが発生の要因となっているといった場合に、これが一番危惧すべき点だという話を聞いたことがあります。それらというのは介護者の健康状態をさらに悪化させるし、そうすると介護される人の介護状態も悪くなると。そしてその次には介護を放棄したり、放任したり、それからいわゆる虐待とか無理心中、そして殺人事件にまで及んで、介護の悪循環というのが生まれたりするということも聞いているので、本当にこれは対処せねばならない問題だけれども難しい問題だなと感じています。

通報を受けて虐待と確定された場合に、どのような体制でその後の指導に当たっているのか、どのぐらいの期間、その当該者のフォローをするというものなのか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、虐待の対応についてというところですが、まず虐待の通報があった場合、包括支援センターの職員が現状を確認しにいきます。その包括

支援センターの職員が現状を確認して、どういった案件なのか、それを認識しながら、その後は警察もしくはケアマネ等々関係機関と連携をとりながら、そのケース、ケースに合った対処の仕方をしているというところでございます。

いつまでかかわるのかというところでございますが、それについてはやはり状態が落ちつくまではかかわっていると。ひどいときには虐待されている方を入所させて、虐待している方とちょっと離れさせて冷却期間を置くという対応もとっているところでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ただいまの話で、ケアマネとか、あるいは多分保健師なんかもかかわるかと思いますが、そういった周囲の人たちが寄り添って話を聞くというのが本当に大事なんだろうなと思います。その後の指導といいますか、やっぱり継続的に十二分にやっていただくということを希望したいと思います。

虐待の問題の問題点というものが2つあるそうです。実はさっき1つお聞きしたんですが、1つは本当に理解がないと。町長からお話いただきましたが、虐待についての理解がないということ。それで町ではいろんな講座を開いたり、リーフレットを配ったりするということを先ほどお伺いしました。

もう一つは、介護が未熟だったために虐待と見られることだそうです。あるとしましたら、このように介護にふなれな方々、その技術力をつけるといいますか、そういったための、例えば料理実習だったり介護実習だったり、そういったものの企画が必要なのではないかなと思います。介護のコツをつかめば、また介護に自信を持つことができれば、そういった虐待を抑える力にもなるかもしれないということです。

介護とか生活支援の経験の少ない男性に介護負担がとても大きい、相談する人がいないために孤立化しやすいということはこれまでもよくいわれていますので、介護者を巻き込んだ家事、介護力をつけるこういった講習、介護指導を地域で行うように町のほうから働きかけてはどうでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 地域の介護の介護力アップという点でございますが、町の地域包括支援センターでは、出前講座ということで行ってございまして、ご要望がいただければ、地域に包括支援センターの職員または保健師が出向いて、その介護力アップ

の講座をさせていただくということもできるので、要望があれば地域包括支援センターのほうまで行っていただければと思います。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 保健師が来てやってくださるということも聞きまして、安心もしているんですが、私的には、やはりこういったお料理だったり何だりというのはどこの地域でも十分に力を備えた人たちがいらっしゃることから、地域のほうでいっぱいやっていただいたほうがいいのかなと思いました。やはり介護力の低下というのが今本当に、こう言っては失礼なんですけど、特に男性の方々、そういったことも問題視されているということで、ぜひこれもこれから、よければ包括支援センタープラス地域でもということで、支援をするという輪を広げていただきたいなという意味で申し上げました。

そして私はむしろこういったところでいろんな人との出会いをすること、それが孤立とか虐待からの一番の抜け道ではないかなという意味で考えております。社会との距離が次第に離れていると、孤立しているということを感じたら、やはり同じ境遇にある人たちと腹を割って話し合うことが一番ではないでしょうか。そしてこんな介護者同士が集まれる集いの場が必要だなと感じています。

そこで、（3）に移らせていただきます。

「家族介護者のつどい」を立ち上げてはどうかということなんですけど、県の内外で既にこういった家族の悩みやストレスを軽減する話し合いの場というのがいっぱいされています。河北新報の記事にも、孤立させない、ネットをつくろう、支援広がる、介護の支援を孤立させない、いろんな形で叫ばれて、塩竈市とか北上市、大崎市、仙台市、石巻市、隣の岩沼市でも現在市内に3カ所のサロンをつくって事業を展開しているということで、男性の方の参加も少なくないと聞いております。

東京の府中市からは、直接何か「介護に向かう力を得ています」とか、「心に余裕が生まれました」とか、「社会的な居場所を見つけました」という参加者の声も聞かせていただきました。

町でも、先ほど町長がおっしゃられたように、認知症家族への支援というのは既に取り組みされております。認知症の家族介護者のつどいと、認知症カフェの取り組みでございますが、このつどいとカフェの参加者の方々の声を聞いておられますでしょうか。反応はどうですか。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員に申し上げます。一般質問でございますので、こちらからこういうふうなという感じではなくて、反省とか何かはいいです。例えば各地区を述べるのであれば、どこどこはいらないです。こういう場所が、こういう地区がありますと、そういう端的に質問をしていただきたいと思います。

続けてください。

5 番（小野典子君） （3）番に移らせていただきますということは先ほど申し上げたんですが、済みません、つどいのカフェの参加者の方々からの声を聞いておられますでしょうか。反応はどうだったでしょうかというところなんですが。（「（3）番の答弁をもらってからです」「一回聞いて、それから」の声あり）

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 介護者のつどいを立ち上げてはどうかというご質問ですか。（「はい」の声あり）お答えしたいと思います。

介護者支援の取り組みとして、在宅で要介護者を介護している家族を対象に、介護に関する勉強の場として、また、情報交換や制度改正による新たな情報提供を行うことを目的に「介護家族教室」を、あわせて日ごろの疲れを癒してもらうことを目的に「在宅介護者激励会」を実施しております。

ご指摘の「介護者のつどい」については、介護者の孤立予防や介護負担、ストレス軽減等の観点から有効であることも考えられるため、類似施策との調整を図り、参加者や住民ニーズの把握を行いながら、検討していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 簡潔に質問をお願いします。小野典子議員。

5 番（小野典子君） おっしゃるとおり、「介護者のつどい」というのは精神的な安定剤みたいなものだと思います。このような場を設けることで、介護者の方々の心が少しでも安定するのであれば、介護を継続してもらえるならば、願ってもないことではないかということで、質問申し上げました。

町のほうでの進め方なんですが、認知症サポーターを養成したと同様に、介護者支援サポーター養成講座なるものを開いていただいてサポーターを養成していただくということでよろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご意見としてお伺いしておきたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ぜひとも町がバックアップしていく方向で、サポーターが立ち上がって、その方たちに運営をお願いすると。それを町がバックアップするという形で進めていただきたいなと思っております。

最後にもう一つなんですが、現在の介護者が抱える問題の一つに介護者に不安定な、不安定というか、不安感とか不安定感をもたらしている要因の一つに、介護についての全容、その過程が見えていないということで私は捉えています。介護についての案内資料といいますか、ガイドブックといいますか、介護者の心得、役割、必要となる準備物、それから身近な相談先などを記載したものを図表等であらわされていれば、それを見ながら家族で話し合ったり考えたりできると思うんです。介護に主体的に取り組むこともできます。母子手帳みたいな立派なものでもなくてもいいと思うんですが、それに準じた介護の手引書のようなものを作成していただいておりますか。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員に申し上げます。ただいまの発言は通告外でありますので、通告にしたがって一般質問するようお願いいたします。注意いたします。（「失礼しました」の声あり）

小野典子議員。

5 番（小野典子君） 通告外になるかもしれませんが、実はこの介護保険制度について、海外の家族介護者の様子をちょっと調べてみました。イギリス、オーストラリアとかでは、介護者を要介護者とは違う個人として認めています。介護者が社会から孤立しないということを目指して、介護者支援の法の整備が進んでおります。ドイツにおいても、介護を社会的労働とみなし、労災保険やリフレッシュ休暇を保障しています。アメリカではレスパイトケアなどのサービスを提供することで、介護者のうつ病、不安、ストレスを減らしています。日本でも一日でも早くこのような介護者が個人として認められる、そして社会から孤立しないという仕組みづくりができればいいなと思いました。介護者支援法なども含めて、済みません、そういったことでこれはもう感想なんですが、ちょっと話を戻します。

次、（４）番に行きたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員、今の質問は何だったんですか。（「済みません」の声あり）

5 番（小野典子君） 済みません、これは若干私の感想を、海外と比較して……。

議長（佐藤 實君） ですから、先ほども申し上げましたように、私的な自分の思いを述べるのではなくて、質問ですからしっかりとした質問をしてください。（「はい」の声あり）

（４）番に入ってください。

５番（小野典子君） （４）番に入ります。

介護保険制度におけるこの事業の位置づけについて伺います。

「介護教室・在宅介護激励会」の件なのですが、初めにこの介護保険制度におけるこの事業の位置づけについてお伺いします。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 「家族介護教室・在宅介護激励会」につきましては、介護保険制度の中の関係機関と連携をとりながら地域や家庭への支援を行う地域支援事業・任意事業の中に位置づけられており、亘理町社会福祉協議会への委託事業として実施しておるわけでございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

５番（小野典子君） 介護者がこういったいろんな技術を学ぶ場として、町がこういった任意事業を、これはやってもやらなくても本来は構わないという事業をずっと昔から取り組んでこられたということに、まず私は敬意を表したいと思います。日ごろ表面に立つことのない介護者がこのように高齢者を尊んでいるよと、介護しているよということで、案内を受ける場だと思っております。委託しているということでありましたが、委託している事業であっても、毎年報告を受けて精査する、検証するという立場にあると思うので、かつてこの事業に参加された方々の意見も入れて、ちょっと細部についてお伺いしたいと思います。

②事業の時期・プログラム・案内の仕方等、事業の仕方は適切だったでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 事業の実施時期については、毎年３月ごろに実施しております。

プログラムについては、午前中に「家族介護教室」として講演会を開催し、「在宅介護者激励会」として昼食をとりながら交流を図っていただいております。

講演会の内容としては、平成28年度は「家族介護者の心の健康」と題して、株式会社日本ケアサプライから講師をお招きし、講話をいただき、平成27年度には「運動で対応可能な膝痛と腰痛～その方法について～」と題しまして、総合南東北病院

の理学療法士を講師にお招きして講話をいただいております、参加者からは大変好評を得ているところであります。

平成28年度の案内の仕方についてでございますが、町広報誌で募集を行うとともに、在宅要介護高齢者やその家族の状況をよく知る民生委員や介護支援専門員を通して、参加の呼びかけを行ったところであります。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 町長からはとても好評を得ていると、参加された方はそういうふうに行くかと思うんですが、実際、この年度末の寒さの残る時期に毎年開催しております。しかもこのぐらいの対象者がいるのであれば、2回ぐらいに分けて都合のいい日に参加できるように配慮してもいいのではないかと私は考えますが。

そして激励会の案内の件ですが、昨年は何か案内状もなく、広報誌3月号のみの周知だったと聞いております。参加者が集まらないで、そのためにケアマネジャーたちが担当の家族に声かけをしたということですが、激励会への案内の仕方として、広報誌だけの案内というのか、周知だけというのは、いかがなものでしょう。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） まず一つ、回数については、効果があれば効果を考えた中で判断していければと思いますし、周知の仕方はいつも申し上げるんですが、一般に町民の方々はいろんな方法で広報をしている割には皆さん見ていないとか、聞いていないとか、それが多いので、町としてはやっぱりあらゆる手段とか、いろんな手段を通してこれから広報に努めるということは、このことだけではなくてうんと大切かなと常に痛感しております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） 昨年の場合はその激励会に対する案内ということだったので私は申し上げたんですが、やっぱり介護者は自分にいただく案内状、自分のうちに届く案内状が嬉しいんだと思うんです。広報で、これに該当する人は勝手に来いというのではどうかなと考えますが、町長、その辺どうですか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） その辺については、恐らくメンバーの把握ということになるかと思いますが、担当課長より答えさせたいと思います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この案内につきましては、まず対象者につきましては要介護3以上の方を対象に案内をさせていただいております。大体三百数名の方がいらっしゃいますが、その案内につきましては、昨年は広報のみということで行っておりましたが、その前までは各対象者の方に通知を差し上げていたということで、この事業、先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、社会福祉協議会の委託事業となっておりますので、受託先であります社会福祉協議会と連携をとりながら、その周知方法についても考えていきたいと思っておりました。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ぜひそのようにお願いしたいと思うんですが、もう一点、何か午前のプログラムを終えるとすぐに昼食と、ごちそうをいただくということになっているんですが、参加者は同じような介護者同士ということで、できたら若干でもお話をしたかったという反省があるんですね。共感できる仲間と話がしたいから行ったのということもありましたので、やっぱりできるだけ昼食前、御飯を食べる前にお話をして、自分たちのわかり合える部分を、少しでも心を安らげて御飯を食べたらもっとおいしかったんだけどということも反省がありますので、その辺も加味していただきたいと思っております。

これまでは2人従事者がいらしたんですが、足のない参加者を送迎してくれているということで、なかなか出迎えの体制ができていないということで、行ったときの感じがどうもということもありました。会場に入った瞬間に何かほっとするような雰囲気づくりとか、参加者同士の輪づくりというんですか、そういったためにも、従事者の増員を検討してはどうかと思います、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 従事者の増員ということにつきましても、受託者側の社会福祉協議会のほうでできるのかどうか、それも含めまして、要望があったということは伝えておきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） ところで事業についてなんですが、参加者の声をアンケート等で聞いておりますか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） この教室開催に当たりまして、終わったときにアンケートを参加

者のほうからいただくようにしておりまして、昨年は二十数名参加していただいたので、二十数名からアンケートを頂戴しております。

その内容につきましては、開催場所、あとは感想などについてはそのアンケートの内容に入っているんですが、開催日時や頻度をどのぐらいにしたらいですかという項目は入れていなかったもので、今度、次回実施するときには、そのアンケートの内容についても充実させたいなと思っておりました。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） その辺をお願いしたいと思います。やはり声にならない部分のことを書いてもらうアンケートというのも大事だと思うんです。それは何かというと、やはりそういったアンケートごとに年代別の参加者を把握したり、地区ごとの参加者とか、それから介護者の続柄、いろんな情報を分析して次の企画の参考にできるという意味でございます。ぜひご検討をお願いしたいと思います。

最後の質問に入ります。介護者のリフレッシュを図る家族介護交流事業も検討してはどうかということなのですが、これについていかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどの質問と同じではないかと思うんですが、「介護者のつどい」と同様、介護者の孤立予防あるいは金銭負担、ストレス軽減等の観点から有効であることも考えられるため、「介護家族教室・激励会」参加者や住民ニーズの把握を行いながら検討していきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） 小野典子議員。

5 番（小野典子君） そうですね、研修とリフレッシュの両面から検討しなさいということは、介護保険の地域支援事業の中に記載されていると思うので、その辺を十分に考えてお願いできればと思います。

この事業についてはいろんなところでも実施しております。どうぞそれらを参考にして、この町で唯一ある家族介護者支援事業を育てていただくように期待します。

以上、質問を終わらせていただきます。

議長（佐藤 實君） これをもって小野典子議員の質問を終結いたします。

以上で一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2 時 4 1 分 延会

上記会議の経過は、事務局長 渡 辺 壮 一の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 佐 藤 實

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭

署 名 議 員 木 村 満